

令和 7 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 1 2 月定例会付託案件 2
 - 1. 所管事務調査 2 7
-

令和 7 年 1 2 月 1 8 日（木曜日）

文教福祉委員会会議録

令和7年12月18日 木曜日

午前10時00分開議

午後 2時14分閉議（実時間191分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第106号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）
1. 議案第127号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第10号（関係分）
1. 議案第107号・令和7年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号
1. 議案第128号・令和7年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号
1. 議案第108号・令和7年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号
1. 議案第129号・令和7年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第2号
1. 議案第130号・令和7年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号
1. 議案第109号・令和7年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号
1. 議案第117号・指定管理者の指定について（八代市立希望の里たいよう）
1. 議案第122号・八代市坂本地域福祉センター条例の廃止について
1. 議案第124号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
1. 議案第125号・八代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
1. 陳情第13号・はりきゅう等施設利用券について
1. 所管事務調査
 - ・教育に関する諸問題の調査
 - ・保健・福祉に関する諸問題の調査（八代市国民健康保険運営協議会に対する

諮問及び答申について）

（八代市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（仮称）について）

（第4期八代市教育振興基本計画（素案）について）

（（仮称）新南部学校給食センター設計概要について）

○本日の会議に出席した者

委員長 山本敬晃君
副委員長 橋本徳一郎君
委員 永江恵子君
委員 野崎伸也君
委員 深田浩介君
委員 堀口晃君
委員 村川清則君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

健康福祉部長
（福祉事務所長兼務） 辻田美樹君
健康福祉部次長
（福祉事務所次長兼務） 高崎博文君
こども未来課長
（こども家庭センター長兼務） 甲斐春一君
こども未来課長補佐 秋永誠一君
こども未来課保育係長 石本裕美君
国保ねんきん課長 時枝秀一郎君
介護保険課長 山村悟君
健康福祉政策課長 福田裕之君
障がい者支援課長
（障がい者虐待防止センター所長兼務） 吉村紀美子君
教育部長 田中智樹君
教育部次長 下津恵美君

教育政策課長 押方 佐地子 君
教育政策課長補佐兼 中松 大輔 君
学校給食係長

○記録担当書記 安永 尚斗 君

(午前10時00分 開会)

○委員長(山本敬晃君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) それでは、定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、災害対策等並びに企業誘致等に関連する予算、事件、条例等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知おき願います。

○議案第106号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第9号(関係分)

○委員長(山本敬晃君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第106号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分を議題とし、歳出の第3款・民生費について、健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部長(福祉事務所長兼務)(辻田美樹君) 皆様、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 健康福祉部、辻田です。よろしくお願いいたします。

それでは、本日審議をお願いする案件の説明者について、一括で御案内させていただきます。

議案第106号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第9号、第3款・民生費、及び議案第127号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第10号、第3款・民生費、第4款・衛生費中、健康福祉部関係分について、健康福祉部

高崎次長が説明します。

また、その後、教育部を挟みまして、議案第107号及び議案第128号として、令和7年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号及び第3号、議案第108号及び議案第129号として、令和7年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号及び第2号については時枝国保ねんきん課長が、議案第130号・令和7年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号については山村介護保険課長が、議案第109号・令和7年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号については福田健康福祉政策課長が説明いたします。

多数の案件を御審議お願いすることになりますが、どうぞよろしく願いいたします。

○健康福祉部次長(福祉事務所次長兼務)(高崎博文君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 健康福祉部の高崎でございます。よろしくお願いいたします。失礼して着座にて説明させていただきます。

○委員長(山本敬晃君) どうぞ。

○健康福祉部次長(福祉事務所次長兼務)(高崎博文君) それでは、議案第106号・八代市一般会計補正予算書・第9号のうち、健康福祉部が所管します補正予算について説明いたします。

補正予算書の3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出でございます。款3・民生費、項1・社会福祉費に80万1000円を追加し、補正後の予算額を126億5002万2000円とし、また項2・児童福祉費に1億1746万2000円を追加し、補正後の予算額を110億2706万3000円としまして、民生費の総額は、2つ上になりますが、278億5211万1000円としております。

続きまして、歳出の主な内容を説明いたします。

20ページをお願いします。

上の表、款3・民生費、項1・社会福祉費、目5・国民年金費に年金事務事業に係る委託料として80万1000円を計上しています。これは、年金生活者支援給付金の支給要件判定及び国民年金保険料の免除基準等に係る所得額の計算方法について、令和7年度税制改正により創設された特定親族特別控除に対応するためのシステム改修費用に要する経費を補正するもので、令和8年4月1日から施行されます。

特定財源として、全額国庫支出金を予定しています。

次に、中段の表、項2・児童福祉費、目3・保育所費に、補正額1億1746万2000円を計上しています。

表の右側、説明欄の1つ目、私立保育所保育事業の4746万2000円のうち4700万円、2つ目の施設型給付事業4400万円及び3つ目の地域型保育給付事業2600万円の合計1億1700万円は、昨年度の人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定を踏まえ、給付費の積算根拠となる公定価格が引き上げられたことにより不足する給付費を補正するもので、私立の保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所に関するものです。

また、私立保育所保育事業の4746万2000円のうち46万2000円は、過疎地域の保育所等における地域住民を交えた様々な取組への支援や、保育所の多機能化に向けた効果を検証する事業を実施するための経費です。

具体的には、東陽町の太陽保育園が行う園児による高齢者世帯への花の配布、耕作放棄地を活用した農業体験に伴う経費を補助するものです。

特定財源として、国庫支出金5779万2000円と、県支出金2358万円を予定しています。

以上が健康福祉部所管の補正予算の説明とな

ります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 今保育所の関係で3つあったと思うんですが、私立のやつは大体分かるんですけども、施設型とか、地域型とかってあるんですが、どういったものが該当するのかと、件数、何施設あるのかとか教えてください。

○こども未来課長補佐（秋永誠一君） こども未来課の秋永です。

ただいま御質問がありました、私立保育所保育事業、施設型給付事業、地域型保育給付事業と3つ種類がございます。

私立保育所保育事業につきましては、43園、市内にございます。

施設型給付事業は、主に認定こども園と幼稚園ということになります。市内には6園ございます。

地域型保育給付事業、これは小規模の20人未満とか、そういったところの保育をする事業所で、市内には2園ございます。

以上、お答えといたします。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

すみません、ちょっと聞き逃したかもしれんですけども、これは、そこで働いている方に対する給付というような形でよろしいんですか、認識で。

○こども未来課長補佐（秋永誠一君） 働いている方ということだけではなくて施設に対する補助ということになります。

この補助の単価といたしましては、定員とかあと年齢に応じて、児童の一人当たりの単価がありますので、それに人数を掛けて、保育園のほうに補助をするような形となります。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

○委員長（山本敬晃君） よろしいですかね。

ほかにございませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 年金事務事業で、システムの改修委託ということなんですが、聞いていると、計算式か何かをいじるのかなという印象なんです、具体的にどういう補正をするんでしょうか。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 国保ねんきん課、時枝でございます。

今お尋ねいただきました件に関しましては、説明の中でもありましており、特定親族特別控除といいますのが、令和7年度の税制改正において、新たに控除項目として設けられました。現行のシステムにおいては、この控除の内容が付与されておりませんので、システムの中において、この控除を適用させる改修を行うものでございます。

以上です。（委員橋本徳一郎君「了解です」と呼ぶ）

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 先ほどの私立保育所保育事業の中で、過疎地域における保育所等の、何か、畑づくりとか何か、そういうのにもやりますよという話があったんですけども、これ、どういった、ほかにも多分、東陽町のどっかの保育園という話をされたんですけども、ほかにも多分保育園はあると思うんですけども、これ、手を挙げられたから、こういう事業をやるんですよという話、どっちなんです。こっちから投げかけて、手を挙げられたのかとか、どっちなんです。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）（甲斐春一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）こども未来課の甲斐でございます。

委員御質問のこの事業の趣旨なんですけれども、おっしゃるとおり、保育所さんのほうから申出のほうがございます、こういう取組を行

いたいというところがございます、国のモデル事業のメニューがありましたので、そちらを活用させていただいたというところがございます。

○委員（野崎伸也君） 園のほうから言われてという話ですよ。

これ、ほかにもやりたいところとかというところに対する何か、案内とかというのは、今後ないんですか。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）

（甲斐春一君） 今回、実際、もう1園申出のほうはございました。また、来年度も、同じような事業のほうがあるということで、国のほうから示しがありましたので、今回そこについては、来年度されるということでされてます。

また、こういった事業につきましては、周知のほうも投げかけていければというふうに考えております。

以上です。（委員野崎伸也君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第106号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第127号・令和7年度八代市一般会計

補正予算・第10号（関係分）

○委員長（山本敬晃君） 次に、議案第127号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第10号中、当委員会関係分を議題とし、歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について、健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（高崎博文君） 健康福祉部の高崎でございます。引き続きよろしく願いいたします。失礼して、着座にて説明させていただきます。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（高崎博文君） それでは、議案第127号・八代市一般会計補正予算・第10号のうち、健康福祉部が所管します補正予算について説明いたします。

まず、議案書と別に配付しております資料、右肩に議案第127号から第130号関係資料と記載されている資料を御覧ください。

今回の補正予算については、人事院勧告に伴う給与改定分の補正と人事異動等に伴う増減分の補正を行うものです。

給与改定については、給料及び期末勤勉手当ともに、4年連続の引上げとなっています。

まず、給料表については、水準を平均3.3%引き上げるものです。これは、若年層を重点に置きつつ、全体を引き上げる改定となっており、この改定による引上げ対象者は、全会計で一般職1147人、会計年度任用職員559人となっています。

次に、期末勤勉手当については、年間支給月数を4.60月から4.65月へと0.05月引き上げるものです。

また、通勤手当についても、自動車等を使用している職員に対して、通勤距離が10キロメートル以上の区分について200円から7100円の幅で引上げを行うものです。

そのほか給与改定以外の補正の主な要因とし

ましては、人事異動等に伴う給料、諸手当の増減による影響分、育児休業及び退職による影響分、共済組合負担金の率改定による影響分によるものです。

当初予算にて人件費を計上するときは、当初予算編成時点の職員を基に積算しています。

しかし、翌年4月1日の人事異動に伴う職員配置の変更により、給料の高い職員と給料の低い職員とが入れ替わるなどがありますので、毎年度12月に人事異動等に伴う人件費の補正を行っています。

それでは、補正予算書の3ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出でございます。

款3・民生費、項1・社会福祉費に1042万9000円を追加し、補正後の予算額を126億6045万1000円とし、項2・児童福祉費に2942万5000円を追加し、補正後の予算額を110億5648万8000円とし、項3・生活保護費を775万2000円減額し、補正後の予算額を33億8519万4000円としまして、民生費の総額は、3つ上になりますが、278億8421万3000円としています。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費に470万8000円を追加し、補正後の予算額を19億7955万1000円とし、衛生費の総額は、一つ上になりますが、53億75万6000円としています。

続きまして、16ページをお願いします。

上から2つ目の表、款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費です。職員13人分、会計年度任用職員1人分の人件費及び特別会計への繰出金の補正として1003万2000円を減額しています。

減額の理由としましては、人事異動による影響が主なものです。

節 27・繰出金の 235 万円の減額は、国民健康保険特別会計の 289 万円の減額、後期高齢者医療特別会計の 581 万 8000 円の減額及び介護保険特別会計の 635 万 8000 円の増額の合計で、それぞれの特別会計への人件費補正分の繰出金です。

内容については、それぞれの特別会計において御説明いたします。

次に、目 2・老人福祉対策費で、職員 8 人分の人件費の補正として 1163 万 3000 円を増額しています。

増額の理由としましては、人事異動による影響が主なものです。

次に、目 3・社会福祉対策費で、会計年度任用職員 3 人分の人件費の補正として 143 万 1000 円を増額しています。

増額の理由としましては、給与改定による影響が主なものです。

次に、目 4・障害福祉対策費で、職員 24 人分の人件費の補正として 952 万 1000 円を増額しています。

増額の理由としましては、人事異動及び給与改定による影響が主なものです。

次に、目 5・国民年金費で職員 5 人分の人件費の補正として 212 万 4000 円を減額しています。

減額の理由としましては、人事異動による影響が主なものです。

17 ページをお願いします。

項 2・児童福祉費、目 1・児童福祉総務費で、職員 28 人分、会計年度任用職員 8 人分の人件費の補正として 2066 万円を増額しています。

増額の理由としましては、人事異動及び給与改定による影響が主なものです。

次に、目 3・保育所費で、職員 73 人分、会計年度任用職員 59 人分の人件費の補正として 876 万 5000 円を増額しています。

増額の理由としましては、給与改定による影

響が主なものです。

下の表、項 3・生活保護費、目 1・生活保護総務費で、職員 27 人分、会計年度任用職員 5 人分の人件費の補正として 775 万 2000 円を減額しています。

減額の理由としましては、人事異動による影響が主なものです。

18 ページをお願いします。

款 4・衛生費、項 1・保健衛生費です。まず、目 1・保健衛生総務費で、職員 36 人分、会計年度任用職員 17 人分の人件費の補正として 425 万 5000 円を増額しています。

増額の理由としましては、給与改定による影響が主なものです。

次に、目 2・予防費で、会計年度任用職員 2 人分の人件費の補正として 31 万 1000 円を増額しています。

増額の理由としましては、給与改定による影響が主なものです。

以上が健康福祉部所管の補正予算の説明となります。御審議のほどよろしく御願いたします。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で、第 3 款・民生費及び第 4 款・衛生費を終了します。

執行部入替えをお願いします。

（執行部 入替え）

○委員長（山本敬晃君） では、次に、歳出の第 9 款・教育費について、教育部から説明願います。

○教育部長（田中智樹君） 皆様、おはようご

ございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）教育部の田中でございます。

議案第127号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第10号の教育部所管分につきまして、下津次長が御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○教育部次長（下津恵美君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第127号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第10号のうち、教育部所管分について説明させていただきます。失礼して、着座にて説明させていただきます。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○教育部次長（下津恵美君） 今回の補正予算につきましては、先ほどの民生費と同様、人事院勧告に伴う給与改定や人事異動等に伴う人件費の増減について補正を行うものです。

それでは、まず、予算書9ページを御覧ください。

歳出の第9款・教育費の補正額の欄になります。4225万6000円を追加し、補正後の額を83億7852万2000円といたしております。

その補正額のうち、教育部が所管いたします金額は3818万2000円で、差額の407万4000円は、経済文化交流部所管分でございます。

それでは、具体的に款、項、目ごとに説明いたします。

予算書の23ページをお願いいたします。

款9・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費では、特別職1人、職員60人、会計年度任用職員11人分の人件費の補正として1516万3000円を計上しております。

増額の理由は、人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定による影響が主なものでございます。

その下、目3・教育サポートセンター費では、職員3人、会計年度任用職員5人分の補正とし

て82万7000円を減額しております。

減額の理由としましては、人事異動に伴う給与等の減額が、人事院勧告に伴う給与改定の増額よりも大きいことによるものでございます。

24ページをお願いします。

項2・小学校費、目1・学校管理費では、会計年度任用職員44人分として595万2000円を計上しております。これは、学校用務員、事務員などが該当し、増額の理由は、人事院勧告に伴う給与改定によるものでございます。

次、目2・教育振興費では、会計年度任用職員76人分の補正として221万2000円を計上しております。こちらは、特別支援教育支援員や学校図書館支援員などの各種支援員に係るもので、増額の理由は、同じく人事院勧告に伴う給与改定によるものでございます。

真ん中の表の項3・中学校費、目1・学校管理費では、先ほど同様、学校用務員などの会計年度任用職員26人分の補正として260万2000円を計上しております。

その下、目2・教育振興費では、特別支援教育支援員など各種支援員の会計年度任用職員36人分の補正として242万5000円を計上しております。

目1、目2ともに、人事院勧告に伴う給与改定によるものでございます。

その下の表の項4・特別支援学校費、目1・学校管理費では、学校用務員の会計年度任用職員1人分の補正として22万円を計上しております。

その下、目2・教育振興費では、特別支援教育支援員や看護師などの会計年度任用職員12人分の補正として102万2000円を計上しております。

目1、目2ともに、人事院勧告に伴う給与改定によるものでございます。

25ページをお願いします。

項5・幼稚園費、目1・幼稚園費では、職員

27人、会計年度任用職員6人分の補正として1661万7000円を計上しております。

増額理由としましては、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動の影響が主なものでございます。

次の項6・学校給食費、目1・学校給食費では、職員7人、会計年度任用職員18人分の補正として217万6000円を計上しております。

増額理由は、人事院勧告に伴う給与改定によるものでございます。

次、下の表になります。項7・社会教育費、目1・社会教育総務費では、職員9人、会計年度任用職員3人分の補正として418万1000円を計上しております。

こちらも、人事異動と人事院勧告に伴う給与改定による影響が主なものでございます。

その下、目2・公民館費では、職員8人分の補正として408万8000円を減額しております。

減額の理由としましては、人事異動に伴う給与等の減額が、人事院勧告に伴う給与改定の増額よりも大きいことによるものでございます。

26ページをお願いします。

目5・博物館費では、職員9人、会計年度任用職員1人分の補正として947万3000円を減額しております。

減額の理由としましては、人事異動に伴う給与等の減額が人事院勧告に伴う給与改定の増額よりも大きいことによるものでございます。

以上が、教育部が所管します人件費についての款、項、目ごとの補正内容でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第127号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第10号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第107号・令和7年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号

○委員長（山本敬晃君） 次に、議案第107号・令和7年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 国保ねんきん課、時枝でございます。よろしくお願いいたします。

議案第107号・令和7年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号につきまして、恐れ入りますが、着座し説明いたします。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） それでは、補正予算書の1ページをお願いします。

第1条において、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1054万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ159億5159万1000円としています。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正の下の表、歳出につきまして、款1・総務費、項1・総務管理費を1054万9000円増額し、補正後の予算額を2億219万円とし、総務費の総額は、2つ上のとおり、2億260万円としています。

次に、上の表、歳入につきまして、款8・国庫支出金、項1・国庫補助金を1054万90

00円増額し、補正後の予算額は、同額の1054万9000円としています。

5ページをお願いいたします。

下の表、歳出の内容を説明します。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費です。国民健康保険事務事業としまして1054万9000円を計上しています。これは、令和8年度から開始される子ども・子育て支援金制度における当該支援金の賦課のための既存システム改修に要する経費を補正するものです。

特定財源としまして、全額国庫支出金を予定しています。

以上で議案第107号・令和7年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） ちょっと分からないので、教えてほしいんですけども、システムの改修については、ここに1054万9000円という部分があるんですけど、この積算根拠というか、入札によるものなのか、もしくは見積りによるものなのか、その辺をちょっと教えていただけますか。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 今の御質問につきましては、本市が使用しております基幹システムの中の内容を更改するものでございますので、現行、RKKコンピューターサービスさんのほうに管理をお願いしております。そこからの見積りによるものでございます。

以上です。

○委員（堀口 晃君） 見積りによるものですよ。それが1社だけです。当然RKKコンピューターサービスさんがやっているんで、競争が全然発生してないということで認識してよかですか。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 別にシステムを設けるわけではございませんで、システムを更改する作業になりますので、1社からの見積りによるものでございます。（委員堀口晃君「はい、了解しました」と呼ぶ）

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） この子ども・子育て支援金制度なんですけど、具体的に幾らぐらい保険料に上乘せされるもんかなというのを確認したいんですけど。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 一般質問のほうでも御答弁させていただいたところなんですけど、現行、国のほうが具体で幾らの賦課をなささいというものが、まだ示されておられません。

これまで国から示されております内容としましては、令和8年度から令和10年度にかけて、段階的に賦課額を増額していくような試算が示されております。

国民健康保険に関しましては、平均での値で申し上げますと、1世帯当たり350円が月額、これを3年度にかけて徐々に引き上げていく予定というふうを示されております。

ただし、これにつきましては、現行の国保税と同様に、低所得者への減額、減免制度が設けられておりますので、一律に同額がかかるものではないというふうになっております。

以上です。（委員橋本徳一郎君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第107号・令和7年度八代市国民健康

保険特別会計補正予算・第2号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(山本敬晃君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第128号・令和7年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号

○委員長(山本敬晃君) 次に、議案第128号・令和7年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号を議題とし、説明を求めます。

○国保ねんきん課長(時枝秀一郎君) 引き続きよろしくお願ひいたします。

議案第128号・令和7年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号につきまして、着座し説明させていただきます。

○委員長(山本敬晃君) どうぞ。

○国保ねんきん課長(時枝秀一郎君) 今回の補正予算につきましては、先ほど議案第127号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第10号と同じく、人事院勧告に伴う給与改定分、人事異動に伴う影響分など、人件費の増減を補正するものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いします。

第1条において、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ190万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億4968万6000円としています。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正の下の表、歳出でございますが、款1・総務費、項1・総務管理費を289万円減額し、補正後の予算額を1億9930万円とし、款5・保健事業費、項1・保健事業費を77万2000円増額し、補正後の予算額を6433万円とし、また、項2・特定健康診査等事業費を21万3000円増額し、補正後の予算額を8977万3000円として

おります。

また、上の表、歳入でございますが、款3・県支出金、項1・県負担金・補助金を91万4000円増額し、補正後の予算額を117億3601万円とし、款4・繰入金、項1・一般会計繰入金を289万円減額し、補正後の予算額を14億1311万円とし、款6・繰越金、項1・繰越金を7万1000円増額し、補正後の予算額を7万2000円としています。

それでは、歳出の具体的内容について説明をいたします。

6ページをお願いします。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費で、職員14人分及び会計年度任用職員4人分の人件費補正として289万円を減額し、次の表、款5・保健事業費、項1・保健事業費、目1・疾病予防費で、会計年度任用職員5人分の人件費補正として77万2000円を増額し、また、次の表、款5・保健事業費、項2・特定健康診査等事業費、目1・特定健康診査等事業費で、会計年度任用職員2人分の人件費補正として21万3000円を増額しています。

5ページにお戻りいただきまして、歳入につきましては、上段の表、款3・県支出金、項1・県負担金・補助金、目1・保険給付費等交付金で91万4000円を増額し、次の表、款4・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金で289万円を減額し、また、次の表、款6・繰越金、項1・繰越金、目1・繰越金で7万1000円を増額しています。

以上で議案第128号・令和7年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号の説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○委員長(山本敬晃君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本敬晃君) なければ、以上で質

疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本敬晃君) なければ、これより採決いたします。

議案第128号・令和7年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(山本敬晃君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第108号・令和7年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号

○委員長(山本敬晃君) 次に、議案第108号・令和7年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○国保ねんきん課長(時枝秀一郎君) また、引き続きよろしく願います。

議案第108号・令和7年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号につきまして、恐れ入りますが、着座し説明いたします。

○委員長(山本敬晃君) どうぞ。

○国保ねんきん課長(時枝秀一郎君) それでは、補正予算書の1ページをお願いします。

第1条において、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ516万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億15万5000円としています。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正の下の表、歳出につきまして、款1・総務費、項2・徴収費を516万7000円増額し、補正後の予算額を1507万4000円とし、総務費の総額は、一つ上のとおり8890万4000円としています。

次に、上段の表、歳入につきまして、款6・国庫支出金、項1・国庫補助金を516万70

00円増額し、補正後の予算額は同額の516万7000円としています。

それでは、5ページをお願いいたします。

下段の表、歳出の内容を説明いたします。

款1・総務費、項2・徴収費、目1・徴収費です。徴収事業としまして516万7000円を計上しています。

先ほどの国民健康保険特別会計と同様に、令和8年度から開始される子ども・子育て支援金制度における当該支援金の賦課のための既存システム改修に要する経費を補正するものです。

特定財源といたしまして、全額国庫支出金を予定しています。

以上で議案第108号・令和7年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号の説明を終わります。御審議よろしく願います。

○委員長(山本敬晃君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本敬晃君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本敬晃君) なければ、これより採決いたします。

議案第108号・令和7年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(山本敬晃君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第129号・令和7年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第2号

○委員長(山本敬晃君) 次に、議案第129号・令和7年度八代市後期高齢者医療特別会計

補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。
○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

議案第129号・令和7年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第2号につきまして、恐れ入りますが、着座し説明いたします。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 今回の補正予算につきましては、一般会計や国民健康保険特別会計と同様に、人事院勧告に伴う給与改定分、人事異動に伴う影響分など、人件費の増減を補正するものです。

予算書の1ページをお願いします。

第1条において、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ581万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億9433万7000円としています。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正の下の表、歳出につきまして、款1・総務費、項1・総務管理費を596万2000円減額し、補正後の予算額を6786万8000円とし、項2・徴収費を14万4000円増額し、補正後の予算額を1521万8000円としています。

また、上の表、歳入につきましては、款3・繰入金、項1・一般会計繰入金を581万8000円減額し、補正後の予算額を7億7159万4000円としています。

それでは、歳出の具体的内容を説明いたします。

5ページをお願いします。

中段の表、款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費で職員8人分の人件費補正として596万2000円を減額しています。

減額の理由としましては、人事異動等による影響が主なものです。

続いて、下の表、款1・総務費、項2・徴収費、目1・徴収費で、会計年度任用職員1人分

の人件費補正として14万4000円を増額しています。

増額の理由としましては、給与改定による影響によるものです。

歳入につきましては、上段の表、款3・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・事業費繰入金で581万8000円を減額しています。

以上で議案第129号・令和7年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第2号の説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第129号・令和7年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第2号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第130号・令和7年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号

○委員長（山本敬晃君） 次に、議案第130号・令和7年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○介護保険課長（山村 悟君） 介護保険課、山村です。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○介護保険課長（山村 悟君） 議案第130

号・令和7年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号を説明いたします。

今回は人件費につきまして、他の特別会計と同様に、人事院勧告の影響等による補正を行うものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ647万8000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億8363万6000円としております。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正の下段の表、歳出ですが、款1・総務費、項1・総務管理費では321万7000円、項3・介護認定費では312万3000円、款3・地域支援事業費、項1・介護予防・日常生活支援総合事業費では12万2000円、項2・包括的支援事業・任意事業費では1万6000円をそれぞれ追加し、補正額の合計を647万8000円としております。

また、上段の表、歳入につきましては、款1・保険料、項1・介護保険料では3万4000円、款4・支払基金交付金、項1・支払基金交付金では3万2000円、款5・国庫支出金、項2・国庫補助金では3万6000円、款6・県支出金、項2・県補助金では1万8000円、款8・繰入金、項1・一般会計繰入金では635万8000円をそれぞれ追加し、補正額の合計を647万8000円としております。

それでは、歳出の具体的内容について御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

まず、上段の表、款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費において、職員32人分の給料、職員手当等及び共済費、並びに会計年度任用職員1人分の報酬、職員手当等の合

計321万7000円を追加し、中段の表で、項3・介護認定費、目2・認定調査費において、会計年度任用職員22人分の報酬等の計312万3000円を追加し、下段の表、款3・地域支援事業費、項1・介護予防・日常生活支援総合事業費、目2・一般介護予防事業費において、会計年度任用職員1人分の報酬等の計12万2000円を追加し、次の8ページの表で、款3・地域支援事業費、項2・包括的支援事業・任意事業費、目1・包括的支援事業費において、会計年度任用職員1人分の職員手当等として1万6000円を追加しております。

追加の理由は、職員、会計年度任用職員の給与と改定等に伴う報酬、給料、職員手当等の増額を行うものでございます。

歳入につきましては、5ページをお願いいたします。

歳入は、先ほど御説明しましたとおり、款1・保険料3万4000円、款4・支払基金交付金3万2000円、款5・国庫支出金の計3万6000円、次の6ページの款6・県支出金の計1万8000円、款8・繰入金635万8000円の補正額の合計は647万8000円で、歳出で説明しました人件費関係分の財源でございます。

以上で議案第130号・令和7年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第130号・令和7年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(山本敬晃君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替え、お願いします。

(執行部 入替え)

◎議案第109号・令和7年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号

○委員長(山本敬晃君) 次に、議案第109号・令和7年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉政策課長(福田裕之君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)健康福祉政策課の福田でございます。よろしくお願いたします。

議案第109号・令和7年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号について、失礼ながら、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長(山本敬晃君) どうぞ。

○健康福祉政策課長(福田裕之君) 補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条として、記載しておりますように、地方自治法第214条の規定により、債務負担行為の設定を行うこととしております。

2ページをお願いいたします。

表1、債務負担行為で、椎原診療所医療事務業務委託に要する経費につきまして、来年度にかけて、限度額を148万4000円として債務負担行為を設定しております。これは、泉町にあります椎原診療所において、保険診療報酬の請求と診療報酬明細書の点検に係る医療事務を民間業者に委託しておりますが、令和8年度予算で契約するに当たり、4月1日の事業開始前に、契約相手方の決定などの事前準備が必要となりますことから、債務負担行為を設定する

ものでございます。

限度額につきましては、単価契約となりますことから、1件当たりの単価に件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額を148万4000円と見積り、限度額としております。

以上で議案第109号・令和7年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長(山本敬晃君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員(橋本徳一郎君) 請求とレセプトチェックというところですけども、実際何件ぐらいあるんですか。

○健康福祉政策課長(福田裕之君) 令和8年度の見積りですが、1200件で見積りしております。

○委員長(山本敬晃君) ほかにありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本敬晃君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本敬晃君) なければ、これより採決いたします。

議案第109号・令和7年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(山本敬晃君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部の入替えをお願いします。

(執行部 入替え)

◎議案第117号・指定管理者の指定について(八代市立希望の里たいよう)

○委員長(山本敬晃君) 次に、事件議案の審

査に入ります。

議案第117号・八代市立希望の里たいように係る指定管理者の指定についてを議題とし、説明を求めます。

○障がい者支援課長（障がい者虐待防止センター所長兼務）（吉村紀美子君） 障がい者支援課、吉村です。よろしくお願いいたします。

議案第117号・指定管理者の指定について、失礼いたしますが、着座にて御説明をさせていただきます。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○障がい者支援課長（障がい者虐待防止センター所長兼務）（吉村紀美子君） 市の障害者福祉施設であります八代市立希望の里たいようの指定期間が、今年度末で終了いたしますことから、令和8年度からの指定管理者の候補者の選定をいたしましたので、議案を上程させていただいたところでございます。

お配りしております、右上に議案第117号関係、タイトルが指定管理者の指定についてとあります資料を御覧ください。

まず、施設の概要でございます。施設名は高下西町に設置してあります八代市立希望の里たいようでございます。

八代市立希望の里たいようは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律、いわゆる障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業所として、平成20年6月に開設をされた施設でございます。

この施設は、障害のある人が働く意欲と能力を発揮し、地域で生きがいを持ち、自立した社会生活が実現できるよう支援することを目的としております。

事業内容といたしましては、生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型の障害福祉サービス事業を実施しておりますほか、会議室やコミュニティホールの貸出しも行っております。

具体的には、まず1つ目の生活介護ですが、

常時介護を必要とする方に食事や入浴、排せつなどの介護、創作的活動や生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の維持向上のための支援を行うものでございます。

次に、2つ目の就労移行支援は、一般事業所での就労を希望される方に、生産活動や職場実習などを通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行うとともに、適性に合った職場を探し、就職後の職場定着のための支援を行うものでございます。

3つ目の就労継続支援B型は、通常の事業所で働くことが困難な方に就労や生産活動の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行うものです。

具体的には、買物籠の洗浄や、公園での清掃、除草作業、紙箱の組立てなどの軽作業やパンの製造・販売、印刷などの作業を行っております。

これら3つの事業の定員は合計77人で、今年の11月末現在の登録者数は87人、1日の平均利用者数は約63人でございます。

登録者の内訳は、知的障害者が64人、身体障害者が12人、精神障害者が11人となっております。

以上が希望の里たいようの概要でございます。

次に、指定の期間でございますが、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間を予定しております。

次に、3、施設の管理経費でございます。令和8年度から10年度までの各年度ゼロ円としております。

管理経費がゼロ円である理由は、施設の管理運営の経費を生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型の事業所を利用される方々への福祉サービスに対して支給されます給付費で賄えると思込んでいるためです。

次に、4、指定管理候補者の概要でございます。

指定管理候補者は、社会福祉法人八代市社会

福祉事業団でございます。八代市社会福祉事業団は、八代市が基本財産300万円、運営財産350万円を出資して、八代市長を理事長とする社会福祉法人として、昭和52年3月31日に設置をされました。

設立の目的は、市が設置します各種社会福祉施設の受託経営で、施設の運営を適切かつ能率的に行うことにより、本市における社会福祉の増進に寄与するというものでございます。

事業概要は、八代市立希望の里たいようにおける障害福祉サービス事業のほか、児童発達支援センターのぞみでの障害児通所支援事業、保養寮での養護老人ホームに関する事業などを行っています。

従業員は、非常勤職員を含め、現在44人となっております。

次に、5、指定の経緯でございますが、本年6月定例会の文教福祉委員会所管事務調査において、非公募で指定管理候補者を選定する旨の御説明をしておりましたが、非公募の場合であっても、公募の場合と同様に、候補者の審査・評定を行うこととなっておりますので、6月に指定管理者の募集を行いまして、9月に指定管理候補者選定委員会を開催し、その審査・評定の結果に基づき、9月29日に市長決裁により指定管理候補者を決定しております。

2ページをお願いいたします。上段の表を御覧ください。

6、選定に当たりまして設置いたしました指定管理候補者選定委員会の委員の構成になります。

委員については、民生委員児童委員協議会、八代圏域障がい者基幹相談支援センターアクロス、税理士など、福祉事業をはじめ財務状況の審査の知識を有する外部の方にもお願いをいたしまして、8人で構成をいたしました。

選定委員会では、八代市社会福祉事業団による事業計画等についてのプレゼンテーションが

行われた後、選定委員会委員からプレゼンテーション及び事業提案、事業計画などに対するヒアリングが行われ、その結果を基に総合的に審査を行っていただきました。

次に、7、選定結果でございます。

審査項目と配点については、中段の表を御覧ください。

審査項目は大きく5項目、事業計画書の内容が市民の平等、公平な使用を確保するものであるかの適否、施設の効用を最大限に発揮させるものであるか80点、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか30点、管理業務を安定して行うための人的・財政的基盤の70点など、合計した総合点が200点でございます。

審査の結果は、表中、得点欄に項目ごとの得点を記載をしております。

委員8名の評定平均点は、配点合計200点中156.6点ございました。

選定結果の表の欄外下に記載をしておりますとおり、八代市立希望の里たいよう指定管理候補者選定手続要項においては、配点合計の100分の60以上を適と定めておまして、本件では120点以上が適となります。

八代市社会福祉事業団は、この基準点を上回っておりましたので、指定管理者の候補者となったところでございます。

最後に、8、今後の日程といたしましては、本定例会で御承認をいただければ、速やかに指定管理者の候補者を指定管理者に指定し、その旨告示をいたします。

その後、令和8年3月に協定書を締結し、4月1日から指定管理施設の運営を開始することとなります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 今、指定管理の委員さ

んたちの部分が8名で選定されたという御説明がありまして、それぞれ配点があって、200点満点の156点というようなことであつたんですが、このヒアリングの中で委員さんたちから、何か御意見というふうな部分が、お聞きになられて、そこは今まででもずっとやっていらっしやっただけでも、改善点であるとかという部分のヒアリングの中で、何か特筆するような御意見はなかったかどうか、お聞かせいただきたいと思うんですが。

○障がい者支援課長（障がい者虐待防止センター所長兼務）（吉村紀美子君） お尋ねのありました審議の中での御質問等につきましては、まず1点が、就労移行支援という事業を実施しておりますが、ここについては、なかなかそれを、サービスを受ける人数といいますか、がなかなか多くならないというところがありまして、現在ゼロなんです。ですので、この部分をちょっと強化をしていただきたいというような御意見が出ました。

あと、もう1点が、人数のほうが、きちんと一定程度のサービス利用者を確保しないと、やっぱり今後の経営に影響が出てくるというところがあるので、人数の確保を確実にしていってほしいというような御意見をいただきました。

○委員（堀口 晃君） ありがとうございます。

指定管理料はゼロ円というふうにお聞きして、その中は、給付費の部分だったですか、何かそちらのほうで賄うということだったんですが、実質入ってくるお金というのはどのくらいぐらいい入ってくるんですかね。

○障がい者支援課長（障がい者虐待防止センター所長兼務）（吉村紀美子君） 障害福祉サービスの事業収益としましては1億1076万円、これは昨年の6年度決算の分でございます。

○委員（堀口 晃君） それで、従業員数44名含めて、全てそれが今賄えているという状況

でいいんですかね。ゼロ円でいいのかなという、幾らか出したほうがいいんじゃないかなという意見なんですけども、それについては、十分賄っているということで大丈夫ですかね。

○障がい者支援課長（障がい者虐待防止センター所長兼務）（吉村紀美子君） 希望の里たいように関しましては、サービス費、今申し上げた1億円でございます。

ただ、そのほかに就労支援の、いわゆるパンですとか作って、上がる収益が3000万円ちょとぐらいございまして、総収益で1億4000万円ぐらいになります。

また、事業団全体でいきますと、ほかの事業もございまして、44名というのは事業団全体の人数になりますものですから、（委員堀口晃君「希望の里たいようだけじゃないんだ」と呼ぶ）はい、たいようだけではございません。たいようは19名だと思います。すみません、ちょっと確認いたします。

希望の里たいようだけでいきますと、職員数は19名でございます。（委員堀口晃君「分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） これ、指定管理が通常5年だったと思うんですが、3年なのは何ででしょうか。

○障がい者支援課長（障がい者虐待防止センター所長兼務）（吉村紀美子君） 指定管理の期間でございますが、希望の里ですね、施設建設に係ります起債の償還が令和10年度末、令和11年の3月末で終了をいたします。

開設が平成20年6月でございますので、令和10年度を迎えますと、20年経過することになります。

今後は、施設の故障ですとか、修繕の必要性は非常に高くなっていくという状況でございます。空調設備あたりは、もう既に複数回故障をしております、修繕を行っております。

今後、維持管理に関する経費の増加というのが懸念されておりまして、八代市の公共施設個別施設計画のほうでは、こういった合理的に、効率的に施設を管理していくためには、専ら施設を使用する社会福祉事業団への譲渡を検討に入れるというところで方向性が示されておりまして、このタイミングで、今度の3年間の終わる、この指定期間の終了後に、施設の方向性を再検討する必要があるというふうに考えておりまして、3年としております。

○委員長（山本敬晃君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第117号・八代市立希望の里たいように係る指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入替えをお願いします。

（執行部 入替え）

○委員長（山本敬晃君） 執行部より発言の申出があつておりますので、これを許可します。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） 健康福祉政策課の福田でございます。

先ほどの議案第109号の令和7年度の八代市診療所特別会計補正予算・第1号の質疑の際におきまして、副委員長のほうから質疑がありました診療報酬明細書の件数につきまして、1124件とお答えいたしました。正しくは1200件でございました。訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

◎議案第122号・八代市坂本地域福祉センター条例の廃止について

○委員長（山本敬晃君） それでは、次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第122号・八代市坂本地域福祉センター条例の廃止についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） 健康福祉政策課の福田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第122号・八代市坂本地域福祉センター条例の廃止について、失礼ながら、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） 議案書のほうは23ページから24ページでございますが、別に配付しております右肩に令和7年12月18日、文教福祉委員会、議案第122号、健康福祉政策課と記載されている資料により御説明をいたします。

今回の条例廃止は、今年度をもって八代市坂本地域福祉センターの供用を廃止するに当たり、施設の設置・管理に関して定める条例の廃止を行うものです。

廃止の理由といたしましては、坂本地域福祉センターは、市町村合併前の旧坂本村において、地域福祉の拠点として、デイサービスなどの介護事業などが実施されておりましたが、民間事業者への移行により事業を廃止しましたので、現在の施設では貸館業務が中心となっております。

また、センター内の八代市社会福祉協議会の坂本支所につきましては、支所としての役割や業務が減少しており、社会福祉協議会の本所に校区担当コーディネーターが配置されているなど、本所での一括対応を行っている状況であります。

これらの理由により、地域福祉や社会福祉協議会の支所としての役割を終了しますことから、八代市坂本地域福祉センターとしての供用を廃止するものでございます。

なお、廃止後の施設につきましては、八代市振興センター坂本として、地域住民の活動などに活用する予定とされておりますので、地域住民の方々には、これまでどおり利用していただける施設となっております。

最後に、条例廃止の施行期日ですが、八代市坂本地域福祉センターの供用廃止の日の令和8年4月1日としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第122号・八代市坂本地域福祉センター条例の廃止については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第124号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（山本敬晃君） 次に、議案第124号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）（甲斐春一君） こども未来課の甲斐でござい

ます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第124号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、着座にて御説明をさせていただきたいと思っております。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）（甲斐春一君） では、議案書は29ページと30ページになりますが、お配りしております、右肩に議案第124号関係と書いております資料、八代市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてという資料で御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、1の改正理由ですが、八代市立宮地さくら保育園につきまして、令和7年度末で閉園となることに伴いまして、条例の一部改正を行うものでございます。

昨年の10月及び12月、そして本年3月の文教福祉委員会の所管事務調査におきまして、経緯と方向性を御説明させていただいたところでございますが、当該園につきましては、今後の新規入所が見込めないことから、令和7年度の年長児8名の卒園後、閉園とすることといたしました。

次に、2の改正内容についてでございますが、保育園の名称及び位置を定める別表から、八代市立宮地さくら保育園の項を削除するものでございます。

最後に、3の施行期日ですが、閉園日の翌日であり令和8年4月1日としております。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 閉園した後の跡地利用はどのようになるのでしょうか。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）（甲斐春一君） 委員御質問の跡地利用につき

ましてでございますが、跡地につきましては、文化振興課におきまして、妙見祭の備品関係です、看板であったりとか、棧敷席の道具であったりとかというところでの活用を予定しております。（委員野崎伸也君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第124号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第125号・八代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○委員長（山本敬晃君） 次に、議案第125号・八代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）（甲斐春一君） 引き続きよろしく願いいたします。

議案第125号・八代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして御説明いたします。恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）（甲斐春一君） それでは、議案書のほう

は31ページから40ページになりますが、こちらもお配りしております、右肩に議案第125号関係とあります資料、八代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてというタイトルの資料にて御説明をさせていただきます。

まず、制定理由でございますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法の一部改正によりまして、新たに創設されました乳児等通園支援事業について、全ての市町村において実施することとされたことに伴い、内閣府令に従い認可基準に関する条例を制定するものでございます。

この乳児等通園支援事業といいますのは、通称こども誰でも通園制度と言われているもので、生後6か月から満3歳未満まで、保育所等に通っていない子供をお育ていただいている家庭が、毎月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに、時間単位で柔軟に利用できる制度でございます。

開始時期につきましては、令和8年の4月でございます。

対象となる保育所等51か所のうち、現在実施の意向を示されている施設は16か所となります。

毎月の利用時間につきましては、子供1人当たり10時間を上限としております。

また、保護者の負担につきましては、子供1人当たり1時間300円程度で、施設が設定することというふうになっております。

次に、2の主な制定内容についてですが、資料に記載しておりますとおり、事業を行う者が遵守すべき当該事業に係る設備及び運営に関する基準を定めるものです。

認定につきましては、来年の1月から受付を行いますので、本定例会に提案するものでございます。

最後に、施行の期日ですが、公布の日から施

行することとしております。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 10時間というのは、国からの決まり。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）（甲斐春一君） 国から設定されている時間になります。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

柔軟に、例えば、いろんな御意見があって、10時間を増やしてほしいとかというのであれば、八代市のほうでも検討はできるんですか。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）（甲斐春一君） 今、できるかどうかというところにつきましては、また国のほうにもちょっと確認をしてみたいと思いますが、今のところ、国のほうからは、もう10時間というところでお示しがあっているところがございます。

○委員（野崎伸也君） 受入れ施設というのは、保育園だったり、そういったところだろうかというふうには思うんですけども、枠設定があるじゃないですか。例えば、その園は何人ですよとかというのがあるんですが、それを超えますよね。そういうところについては、どういうふうな考えなんですか。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）（甲斐春一君） この実施につきましては、一般型と余裕型というところの設定を設けられるようになっておりまして、一般型というのが、実際にこの制度を利用する枠をあらかじめ確保してやるという方法と、実際に、今空きがあるところを利用して実施をするという2パターンがございますので、今後説明会のほうを実施しまして、実施を希望される園につきましては、そちらをお選びいただくというような形になります。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

これを利用される方への周知については、どのようにされるんですか。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）（甲斐春一君） 周知につきましては、いろいろ、市報でございましたりとか、あったかねっと、ホームページ等で周知のほうをさせていただこうと思っております。

○委員（野崎伸也君） 意見ですけど、周知のほうですね、届くようにちゃんと、いろんな媒体でやっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（山本敬晃君） 意見をお願いします。ほかに。

○委員（堀口 晃君） 来年度からというような部分のお話があったと思うんですけども、今現在生後6か月から3歳未満までの保育所に通っていない子供さんたちの把握はされています。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）（甲斐春一君） 対象者に関してなんですけれども、令和8年の4月の対象の児童数、これはあくまでも見込みでございますが、約640人ほどが対象になるかと思えます。

○委員（堀口 晃君） 対象になるんですけども、それは保育所に通っていらっしゃる方もいらっしゃるわけですね。

全く今、通っていらっしゃらない方が640人もいらっしゃるということですか。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）（甲斐春一君） 通ってない方で、今640名。

○委員（堀口 晃君） 通ってない方が640名、対象になるという話。多いなというイメージがあります。分かりました。640名ですね。

その640名を、今、全員が利用したとして、16か所で果たして受入れが大丈夫なのかというのが、いや、私はそんなに多いと思わなかったものですから、非常に助かるような、誰でも通園制度というのはいいなというイメージが

あるんですけども、その中において、今手を挙げている事業者さんは16か所というふうに説明があったんですが、その640名を16か所で対応できるのかなという、ちょっとそういう部分を聞かせていただきたいと思います。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）

（甲斐春一君） 実際この640名という数字だけで見ると、かなり多いかなというふうに感じられると思いますが、実際今、未就園児を、家庭のほうで見ていただいていたりとかという、いろいろな状況があると思われそうですけれども、実際本市のほうでは、保育料の無償化のほうも取り組んでおりまして、その後は預けられる方というところもあるかと思っています。

実際に、今利用状況に関しては、恐らく数的には、希望される園、あと希望される世帯というところでは、そこまで多くはならないのではないかなというところで考えております。

○委員（堀口 晃君） であるならば、今16か所手を挙げていらっしゃる方々の最高キャパというのはどのくらいぐらいを想定していらっしゃいますか。まだ決まってないんで分かりませんが、例えば、1つの施設でね、10人受け入れることができますよといったときも160人ですよ。という部分で、4倍の方々がその対象者にはいらっしゃるという部分があるんですけども、60人ぐらいを受け入れるという、そんなもんかな、50人からその辺ぐらいを想定されている数を、ちょっと教えていただきたいと思うんですが。

○こども未来課保育係長（石本裕美君） こども未来課の石本です。よろしくお願ひします。

今、先ほどから委員さんお尋ねの想定の人数なんですけれども、先ほど640名程度対象児童がいるということでお答えしましたが、本市では、先行して実施しているほかの自治体の例を基に、30%程度の利用率があると考えております。（委員堀口晃君「30%」と呼ぶ）保

育園が通常開いている時間、8時間とか11時間とかになるんですけれども、その間に、子供さん1人当たり月10時間までの利用ですので、実際の必要定員としましては15人程度、1日15人程度受入れができれば、実施可能だというふうに考えております。

以上です。（委員堀口晃君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 先ほど野崎委員がおっしゃったやつなんですけども、月に10時間という部分の、これ、国が定めているというお話なんですけども、例えば1年間で120時間というふうな部分ができますよね。

そうになると、持ち越しというか、今月はちょっと少なかったんですけども、2時間しか使わなかったけども、翌月に18時間ぐらい使えるかという、そういった何か繰越しとか、持ち越しとかというふうな部分は想定されていますかね。あるんですかね。

○こども未来課保育係長（石本裕美君） 国のほうでは、10時間を上限とすると規定されておりますので、本市でも、基本的には10時間を上限として設定しようというふうに、現在のところは考えております。

ほかに代わる制度として、保育園のほうで一時預かりなどをサービスとしてされておりますので、そこを、10時間から超えた分は一時預かりを使うということも考えられるかと思ひます。

以上です。（委員堀口晃君「ありがとうございました。ぜひ頑張ってくださいと思います」と呼ぶ）

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本敬晃君) なければ、これより採決いたします。

議案第125号・八代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(山本敬晃君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は御退席をお願いします。

(執行部 退室)

◎陳情第13号・はりきゅう等施設利用券について

○委員長(山本敬晃君) 次に、請願・陳情の審査に入ります。

審査に入ります前に、郵送にて届いております要望書については、タブレット端末にて御確認を願います。

今回当委員会に付託となっておりますのは、新規の陳情1件です。

それでは、陳情第13号・はりきゅう等施設利用券についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いたさせます。

(書記、朗読)

○委員長(山本敬晃君) 本陳情について御意見等はありませんか。

○委員(堀口 晃君) 執行部のほうの、ちょっと意見も聞いてみたいと思いますので、執行部を呼んでいただけますかね。

○委員長(山本敬晃君) ただいま本件に関して、執行部に説明を求めるとの御意見が出ました。

本件について、執行部から説明を求めらることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本敬晃君) なければ、御異議なしと認め、執行部に説明を求めるといたします。

執行部、お願いします。

(執行部 入室)

○委員長(山本敬晃君) それでは、本件に関して、執行部からの説明を求めます。

○国保ねんきん課長(時枝秀一郎君) 国保ねんきん課、時枝でございます。失礼いたします。座らせて説明させていただきます。

○委員長(山本敬晃君) どうぞ。

○国保ねんきん課長(時枝秀一郎君) 今回の陳情に関しましては、議会のほうに御提出をされる前に市長宛てにも、同じような内容の陳情を受け付けてございますということを、まずお断りしておきます。

今回の陳情の内容に関しまして、本市のこのはりきゅう等施設利用券の現状、それから県内他市、また近隣町村の現状、それから今回の陳情に対する担当課としての意見を述べさせていただきます。

まず初めに、本市の現状でございますが、本市国民健康保険加入者、及び主に後期高齢者医療受給者であります高齢者を対象とする、はりきゅう等施設利用助成は、1人につき年間15回まで、1回の利用に対し1000円を助成するものでございます。

令和6年度の利用券の交付者は2000人でありまして、対象者総数、この国民健康保険加入者及び高齢者総数約5万1600人に対して、3.87%の方に利用券を発行している状況でございます。

その発行した利用券の利用状況でございますが、年々減少傾向にございます。1人当たりの利用回数は、平均6から7回程度、これは過去から見ましても大きな変化はございません。

令和6年度の利用実績におきまして、利用券を交付した2000名のうち、15回全てを利

用した方は316名、割合でいいますと15.8%でございます。

また、逆に利用券を全く利用してない方もいらっしゃるしまして、数としましては399名、割合でいいますと、約20%ほどが全く利用してないという現状でもございます。

鍼灸治療の利用によります医療費抑制効果につきましては、幾つかの研究や報告で、医療費節約につながる可能性が示唆されておりますものの、明確な科学的な根拠は完全に確立されていないと認識しております。

特定の疾患に対しての痛みの緩和に有意な効果が示された研究もございしますが、それを具体的に示すようなものは、特にありませんで、エビデンスの質は様々であると認識しております。

次に、県内他市及び近隣町村の現状でございますが、県内他市におけるこのはりきゅう等施設利用券の実施状況は、助成の額、また利用回数など様々な設定がそれぞれでなされております。

本市の利用助成の程度、年15回といたしますのは、県内の他市、または近隣の町村の実施状況と比較しても、ほぼ平均的だというふうに認識をしております。

このような状況を踏まえまして、担当課といたしましては、利用回数の拡充、いわゆる15回以上の分を認めるというものにつきましては、対象者がごく限定的であることや、県内の他市町村の状況からも強い必要性は認められないものと認識をしております。

また、利用者が年々減少しているという課題に対しましては、このような利用助成があるという制度を、広く対象者の方に周知を図りまして、今後の利用者の増加に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（山本敬晃君） ただいま執行部から説明がございましたが、本件について質疑、御

意見等はありませんか。

○委員（堀口 晃君） 今詳しく説明していただきましてありがとうございます。大体内容が分かってきました。また、他市の状況もよく理解させていただきました。

その中で、今利用状況の部分においては、6回から7回程度というのが通常ということで、その中で15回完全に使っていない方が316名というふうな、2000名中316名の方であって、15.8%で、全然使っていないよという方が、もらっていらっしゃるんだけど、使っていないのが20%という分の中において316名が15回全部使ったとしました。その後に、まだ必要性があるというふうなところの中での、ずっと使い続けるというふうな方についての把握は、ちょっと難しいですね、市役所のほうでそれを把握するということは、いかがでしょうか。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 毎年度、お手続きが必要になってくる形なんですけれども、前年利用者につきましては、利用を更新する、新年度における受付におきましては、今現在お持ちの利用券を窓口にお持ちいただくと、手続きが簡潔に済むような取組をしておりますので、利用された方で、引き続き利用されたいという希望される方は、もう経年的に、4月になりましたら窓口に見えられている状況でございます。

（委員堀口晃君「なるほど。分かりました」と呼ぶ）

○委員（堀口 晃君） 1人の方が15回もう使って、まだ半年かかってないという状況があって、いや、それでも私はまだ行かなければならないんだと言って、あと15回は自費で出している。補助金はなしでという部分の、そういう人たちの把握はされてないですね。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 国保ねんきん課としましては、そういう対象者がどれだけいらっしゃるかというのは、具体的には存

じておりません。（委員堀口晃君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（山本敬晃君） ほかに質疑、御意見等はありませんか。

○委員（野崎伸也君） 制度としてどうなのか分からないんですが、家族間でシェアできるというのを、何か要望されているんですよね。

世帯ごとにとかというのがあるんですけど、60回から100回程度の利用券を発行するかというのがあるんですけど、これは制度として可能なんですかね。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） これは、本課としての見解でございますが、利用券につきましては、この制度上1人につき15回までというような条件で行っておりますので、対象者である方には、全て公平な行政サービスを提供するという立場から考えますと、使わない人の分を別人が使うというのは公平性を損なうことになるのではないかなというふうに考えております。

○委員（野崎伸也君） この中では予算的に2000万円という流れがあるんですけど、これ当初予算で2000万円、枠取っているんですか。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 毎年度年間の、前年度の利用実績等を勘案し、対象者の増減を、考えてから、予算的には取っております。

ただし執行的には、先ほど言いました年間6から7回が平均的な数字でありますので、実際は不用額が出ている状況もあります。

○委員（堀口 晃君） これ、ちょっと提案者のほうはそういうふうに言っていらっしゃるんですけども、今回の陳情はですね。執行部とするなら、例えば今15回を20回というふうに増やすという方向性は、今お考えありますか、ありませんか。その辺をちょっとお聞かせください。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 先ほど課の見解を申し上げましたんですが、回数を増やすまでの、必要性というのは、今のところは考えておりません。

また、新年度の予算要求におきましても、1人当たり15回という回数に基づいた予算要求をしているところでございます。

しかしながら、このような御要望等の声、それから対象者に、御要望の声も対象者総数に対してどのような割合なのかというのを勘案しながら、次期の、事業の展開については考えていかなければならないかなというふうに考えております。（委員堀口晃君「ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員（野崎伸也君） このほりを施術される施設というのが、どれぐらいあるんですか。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） この利用助成券を使用できる場所は、あらかじめ八代市のほうに届出をしておかなければならないというルールにしております。

その中におきまして、現行、市、それから八代市外の事業所も含めまして、39事業所の登録がございます。

今、市外の事業者のことを申し上げましたが、これは利用者の方が、なじみといいますか、今までずっとそこに通っていたから、引き続きそこで施術を受けたいというような御要望があったことを踏まえて、現行市外の事業者さんも一部認めているというところでございます。

○委員（野崎伸也君） せっかくこの制度があるということなんですが、全く使わない人が20%ぐらいいると、対象者のうち、あるんですけども、知らない人が20%ということじゃないんですか。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 先ほど言いました2000人の方に利用券の交付をしておりますが、交付を受けたけれども、全く利用していない方がそれぐらいいらっしゃる。

399人、約20%の方が利用券を受けたんだけど、利用してないというのが、令和6年度の実績でございます。（委員野崎伸也君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（山本敬晃君） ほかに質疑、御意見。

○委員（村川清則君） このデータをお聞きして、そんなに少ないんだというのが、現実思ったんですけども、知り合いにもはりきゅうに、結構行かれる方もおられて、そういう方々と話す、月2回は行きたいんだけどもというような話もよく聞きます。

となれば、20回でもちょっと足りないかなという、するんですが、陳情ですからね、うん。個人的には採択というあれもあるんですが、1回継続でお願いできたらということかなと思います。

○委員長（山本敬晃君） ただいま村川委員から継続審査ということが。

○委員（村川清則君） 15回というのは平均的で、あと1000円の補助というのも平均的とあったんですが、他市に比べて平均ということだったんですが、もっと出していらっしゃる場所もあるわけですか。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 本課のほうで調べましたものとしましては、熊本市は1人につき年45回、それから近隣で申し上げると、水俣市が20回、宇城市が15回、氷川町は10回、芦北町も10回、人吉市さんに関しましては、令和3年度まで事業をされており、令和4年度から助成事業自体を廃止をされています。

一番多いところは、熊本市の45回というのが一番多いんですが、あとは20回から10回というのが、近隣の自治体の状況でございます。（委員村川清則君「継続でということ」と呼ぶ）

○委員長（山本敬晃君） ほかに質疑、御意見があれば、大丈夫ですかね。

○委員（野崎伸也君） 利用される方が減少傾向にありますよというような御案内があつとですけれども、御案内のとおりなんですか、減少傾向なんですか、これ。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） まずは、国民健康保険の課税世帯が、社会保険の適用拡大とか人口減少等の影響によりまして減ってきているというのが現状でございます。

ゆえに、対象者枠、大きな枠が、減ってきておりまして、その中で利用される方も比例して、減ってきている状況はございます。

ただし、後期高齢者医療に関しては、対象者は増えておりますので、そこはもう微増というようなところですよ。

○委員長（山本敬晃君） よろしいですかね。

ほかに質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、今、村川委員から、継続審査という声がありましたけど、ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 他市の事例、教えていただいて、多いところは45回と、少ないところでは、もうなくしたところもありますよという話だったんですが、それぞれの自治体の考え方というところを、もう少し、ちょっと聞いてみたいというのがありますんで、継続でお願いできればというふうに思います。

○委員長（山本敬晃君） 今、村川委員と野崎委員から継続審査の声がありましたけど、ほかはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、継続審査についてお諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第13号・はりきゅう等施設利用券については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(山本敬晃君) 挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

執行部は御退出を願います。

(執行部 退室)

○委員長(山本敬晃君) 以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本敬晃君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、午前中の審査を終了し、しばらく休憩いたします。午後は13時から再開いたします。

(午前11時57分 休憩)

(午後1時00分 開議)

◎所管事務調査

- ・教育に関する諸問題の調査
- ・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長(山本敬晃君) それでは、休憩前に引き続き文教福祉委員会を再開いたします。

当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

執行部より、教育に関する諸問題の調査に関連して2件、保健・福祉に関する諸問題の調査に関連して2件、発言の申出がっておりますので、これを許します。

- ・保健・福祉に関する諸問題の調査

(八代市国民健康保険運営協議会に対する諮問及び答申について)

○委員長(山本敬晃君) それでは、まず、八代市国民健康保険運営協議会に対する諮問及び答申について説明願います。

○国保ねんきん課長(時枝秀一郎君) こんにちは。「こんにちは」と呼ぶ者あり)国保ねんきん課、時枝でございます。

それでは、八代市国民健康保険運営協議会に対する諮問及び答申につきまして、失礼しまして、着座し説明させていただきます。

○委員長(山本敬晃君) どうぞ。

○国保ねんきん課長(時枝秀一郎君) 説明に当たりまして、資料は、右上に令和7年12月18日、文教福祉委員会、所管事務調査、国保ねんきん課と記載をしております資料1から5を用いて説明させていただきます。

このたびの諮問及び答申の説明をいたします前に、八代市国民健康保険運営協議会及び本市の国民健康保険税について説明をさせていただきます。

資料1を御覧ください。

1項目めに、国民健康保険運営協議会の設置及び運営に関する関係法規を抜粋しております。

八代市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条第2項の規定に基づき設置する協議会であり、国民健康保険事業の運営に関する事項について審議を行うものでございます。

2項目めに、本市の国民健康保険税の仕組みに関して示してございます。

国民健康保険税は世帯ごとに算定をされ、原則世帯主に賦課をされます。

賦課の区分は、①基礎課税分、②後期高齢者支援金分、③介護納付金分の3つの区分に分けられておりまして、その内訳として、平等割、均等割、所得割という賦課方法が定められています。

1ページ、下段の表中、太線で囲んだ平等割額、均等割額及び所得割額が、現在の八代市の値でございます。

これらを基に合算したものが、年間の国民健康保険税額となりますが、3つの区分ごとに賦課限度額が設定をされておりまして、それを超

えることはございません。

3項目めに、熊本県内市町村国民健康保険の保険料水準の統一に向けたロードマップを示しております。

平成30年度の国民健康保険制度改革により、都道府県が市町村国保の運営に関与することとなり、都道府県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険給付を同じ保険料負担で受けられるよう、保険料水準の統一に向けた作業が進められています。

熊本県におきましては、令和9年度から原則県が示す保険料率で賦課徴収することとし、令和12年度に完全統一する予定でございます。

資料を、前のほう、1ページのほうに戻っていただきまして、2項目めの表中、太線で囲んだ箇所右の列に、現在県が示しております八代市の標準金額及び標準割合を示しております。

次に、資料の2をお願いいたします。

こちらは、去る10月30日に開催されました、令和7年度第1回八代市国民健康保険運営協議会、以後運営協議会と申し上げます、におきまして、市長から運営協議会に対して行われた諮問書の写しでございます。

諮問事項は、基礎課税分の平等割額を2000円引き下げるというものでございます。

2ページ目に、提案理由が記載されていますが、本市国民健康保険は、高齢化による1人当たりの医療費の増加及び被保険者数の減少による税収の減少が続いているものの、令和7年度決算見込みにおいては黒字と推測されます。

また、熊本県においては、令和12年度からの国民健康保険の保険料率の完全統一に向けた検討、取組が進められており、本市においても、県が示す標準保険料率を参考に、適正課税による財政運営の健全化を図る必要がある。これらを踏まえ、令和8年度は基礎課税分の平等割額を、県が示す標準保険料率に合わせ2000円引き下げることとしたいという諮問が行われま

した。

下の表は、課税区分ごとに案と現行、そしてその差額を表した表でございます。

基礎課税分の平等割額を2万2000円から2万円に減額し、そのほかの割合及び金額は据え置くものでございます。

次に、資料3をお願いいたします。

本資料の上段の表は、本市国保特別会計におきまして、決算に大きく影響いたします歳入歳出それぞれの重要な項目を抜粋したものでございます。

令和5年度、6年度は実績値、7年度は見込み値、8年度から12年度までは推計値を表示しております。

まず、歳入の欄につきまして、表の一番上の行が、被保険者が納付いただきます保険税でございます。

次の保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税軽減相当額、7割、5割、2割を国、県、市が公費で補填するものです。

次の財政安定化支援事業繰入金は、被保険者に低所得者が多いこと、被保険者の年齢構成が高齢者に偏っていることによる国保財政の負担について、市から財政支援を行うものです。

次の未就学児均等割保険税繰入金は、子育て世代の負担軽減を図るため、未就学児に係る均等割額を半額としており、その減収分を国、県、市が公費で補填するものです。

これらを合計した数値を、表の下から2行目に表示しています。

続いて、歳出欄の国保事業費納付金は、県が推計した当該年度中に必要な県内の医療給付費について、公費で賄われる部分を除いた額を、県内各市町村に割り当て、それを市町村が納付するものでございます。

その下のグラフは、ただいま説明しました歳入の合計と歳出を棒グラフで表し、グラフの下に表示した1人当たり医療費を折れ線グラフで

表しています。

歳入については、人口減少や社会保険適用拡大の影響による被保険者の減少に伴う減少を見込んでいます。

歳出については、県全体の被保険者数は、本市と同様減少傾向にあります。1人当たりの医療費は、今後も年々増加が見込まれ、医療給付費はおおむね横ばいで推移すると推計しております。

次に、資料4をお願いいたします。

ただいま資料3では、本市国保特別会計のうち決算に大きく影響する歳入歳出それぞれの重要な項目を抜粋したものを示しておりましたが、こちらは全ての項目を表しております。

本市国保特別会計の令和元年度から令和6年度の実績値、令和7年度の見込み値、令和8年度から12年度までの推計値でございます。

資料3でも説明しましたように、表中の黄色部分は決算に大きく影響する重要な部分でございます。

まず、歳入欄において、表の一番上の行が、被保険者が納付する保険税です。次に、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金、未就学児均等割保険税繰入金です。それと、歳出のほうで、国保事業費納付金となります。

この表におきまして、先ほど諮問内容でありましたとおり、保険税の令和8年度以降は、基礎課税分の平等割額を2000円引き下げた金額で推計をしたものでございます。

その他の経費も含めた今後の見通しにおいて、資料の下段、単年度収支、ブルーでカラーをつけております部分でございますが、令和7年度、令和8年度は黒字であるものの、令和9年度以降は単年度収支の赤字が続くと見込んでいます。

それでも当面の間は、実質収支は赤字とはならず、本表の最下段に示す財政調整基金も残っており、令和12年度に予定されている保険料水準の完全統一の前に、急な財源不足にはなら

ない見通しとしております。

以上のような内容を国保運営協議会の会議で説明をいたしまして、出席委員から、県が示す標準税率と比べ後期高齢者支援金分や介護納付金分は現行が低い額となっているが、こちらは今後引き上げる予定なのかという御質問があり、それに対し、保険料水準の統一で急な負担感が生じないように、徐々に標準額に近づけていく必要があるということを説明をいたしました。将来的に負担が増加し続けないよう、重症化予防対策や保健事業にしっかり取り組むことが重要などと御意見をいただいたところでございます。

資料5をお願いいたします。

これらを踏まえまして、12月1日国保運営協議会から、被保険者の減少に伴う保険税収の減少や国民健康保険加入者に占める高齢者割合の増加による1人当たり医療費の増加が見込まれる状況ではあるものの、繰越金や基金を活用することにより、国民健康保険制度の運営を維持できると見通せること、また熊本県内市町村の国民健康保険の保険料率の統一化の方針を踏まえ、令和8年度の基礎課税分の平等割額を2000円引き下げることが妥当であると判断するとの答申をいただいたところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（山本敬晃君） それでは、本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 最初の項目2のところ、県の標準額が出されているというところですけども、これは新年度に対する標準額という理解でいいですか。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 現在の額でございますので、これは令和7年度の賦課額、それから令和7年度分の標準額というところでございます。

今のところまだ、新年度分につきましては示

されておられません。

○委員（橋本徳一郎君） 上がるか、下がるかも、これからということの理解でいいですか。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 具体的な数字を県からいただくのは、これ以後ということになります。（委員橋本徳一郎君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（山本敬晃君） ほかにありますでしょうか。

○委員（堀口 晃君） 基礎課税分の2000円を引き下げるということでございますけども、引き下げたときの影響額、先ほど説明があって、令和12年度ぐらいまでには、財政が枯渇することはないというようなお話だったんですが、これから先も下げる可能性もあるんですかね。

その影響額というのはどのくらいぐらいになるのか、もしお示しができればというところで。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 現状の数字を比較しますと、先ほど申しあげました基礎課税分は県の標準を上回っている状態ですので、これは下げなければならない部分でございます。

しかしながら、後期高齢者支援金分及び介護納付金分につきましては、県が示している標準額よりも、現行の税額が低うございますので、ここは統一をしなければならないという部分からしますと、今後上げなければならない部分だというふうに認識をしております。

しかしながら、この数字が大きく影響しますところは、資料の3のほうでお示しをしておりますが、上の表、歳出のこの国保事業費納付金という額でございます。見ていただくと分かる通り、令和5年、令和6年度は45億円の歳出となっておりますが、今年度41億円と、4億円下がっている状況です。こちらが、県内の医療費を幾らで県が見込むかによって定まってくる数字でございますので、令和8年度以降というのは全く、市としては未知数でございます。

（委員堀口晃君「そやん変わらんわけたいな」と呼ぶ）

しかしながら、この令和12年度には完全統一になってくるとことを考えますと、その時点では統一しなければならない、同じ数字を用いなければならないというところです。

○委員（堀口 晃君） 分かりました。ありがとうございます。

それと、統一したときのですね、まだはつきり私もよく分からないんですが、メリットとデメリットって必ずあると思うんですけども、その辺の令和12年度に統一されたときのメリット、デメリットというのは、どういうふうにお考えいらっしゃいますか、執行部として。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 午前中の補正予算のところでも少々お話をしたかと思うんですが、県下の、熊本県内において、どこに住んでいても、同じ保険料率を負担をして同じ給付を受ける、そういうのが望ましい形だというふうに、この平成30年度の国保の制度改革が行われております。（委員堀口晃君「なるほど」と呼ぶ）

それに向けて、県は最終の期限として令和12年度を設定したところでございます。

なので、負担として増える市町村も当然ございます。八代市としては、多分少し減るんだろうなというふうに思っておりますが、今ですね、医療費の支出において、医療の受けやすさというのを、この金額の算定の中に含まれておりません。

ところが、完全統一になりますと、どれだけ県内で医療費がかかるか、いわゆる医療の利用のしやすさの差異というのは、もう加味されないことになりますので、心配しますのは、医療を受けづらい地域にお住まいの方が、同じ負担をしなければならないという部分は、多少心配されてくるかなと、公平感といいますか、平等感というのが心配されるところではあります。

八代市のことを申しますと、八代市は比較的医療を受けやすい地域でありますので、その点については、八代市の住民の方は、デメリットというよりもメリットのほうが多くなるんじゃないかなと、今のところは考えております。

○委員（堀口 晃君） ありがとうございます。

この医療費にも関係して、今度は予防策ですよ。健康になって、病院にかからないというふうな部分も並行してやっていかないといけないんだと思うんですけども、そちらのほうも並行して、何か県のほうで示す部分がございますかね。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 国保の関連の事業、また高齢者の元気づくり等、介護予防と対策とかも含めて、保健センターのほうでの保健事業を今展開してございますので、そちらのほうをしっかりとやっていくことが、健康寿命を延ばすというところにつながるんじゃないかなと考えております。

○委員（堀口 晃君） ありがとうございます。

それと、この表の中に、資料4の一番下のところの赤字になっていくという部分がある。ここはブルーで示した部分ということになるんですけども、これはもう、仮にこれが予定にするならば、当然保険税というふうな部分は増えてくるというようなことで考えてよかったですかね。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） この推計、見込みに関しては、現在この数字を変更しているところは、先ほど申し上げました2万2000円を2000円引き下げた影響分だけのところで考えております。

それと、もう1点、国保事業費納付金、県のほうに納めなければいけない金額、ここが、先ほど申した、まだ先がですね、毎年毎年変わってくる金額で、（委員堀口晃君「分からない」と呼ぶ）はい、翌年度の数字がはっきり分から

ない。

令和7年度に、4億円下がったという実績を考えると、この後下がるのか、上がるのか、また同じ金額が続くのかというところで、およそ4億円前後の、移動が発生している状況で見ますと、単年度収支の金額を見れば、その内側の数字でございますので、この事業費納付金の額次第で、赤字なのか、黒字なのかというところが分かれてくるのかなと考えております。

○委員（堀口 晃君） 今後の推移をね、見守っていかないといけないということなんでしょうけども、できるだけ皆さんが健康であるような形をとって、医療費が少しでも軽減できるような形にしていただければと思います。ちょっと、これは要望です。意見です。

○委員長（山本敬晃君） 答弁はなくていいですね。

ほかに質疑、御意見ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 資料3で、1人当たり医療費が伸びるという見込みで算出されているんですけど、これ、何か根拠があつてですか。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） あくまでも、これは統計上の推移でございますので、具体的に何かを根拠に行っているものではございません。

今後、医療費単価、診療報酬も、また上がるようなお話も聞いておりますので、ここの部分は、下がる要素は今のところないのかなというふうに考えております。

医療費全体として、国保の全体額としては当然、先ほど言いました加入者の減少から下がってはまいりますけど、1人当たり引き直したときには、しばらく上がり続けるんじゃないかなというふうに考えております。（委員橋本徳一郎君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（山本敬晃君） ほかに質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で八代市国民健康保険運営協議会に対する諮問及び答申についてを終了します。

執行部入替えをお願いします。

（執行部 入替え）

・保健・福祉に関する諸問題の調査

（八代市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（仮称）について）

○委員長（山本敬晃君） 次に、八代市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（仮称）について、説明願います。

○障がい者支援課長（障がい者虐待防止センター所長兼務）（吉村紀美子君） 障がい者支援課の吉村でございます。よろしく願いいたします。失礼いたしました。着座にて御説明をさせていただきます。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○障がい者支援課長（障がい者虐待防止センター所長兼務）（吉村紀美子君） それでは、現在策定を見据えて検討中の手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の促進に関する条例（仮称）について、概要を御説明いたします。

内容の説明につきましては、配付しております資料、右肩に障がい者支援課とあります資料に沿って説明をいたします。

資料のほうには記載をしておりますが、まず、制定の背景と趣旨でございます。

手話についてのこれまでの国の動きといたしましては、平成23年に障害者基本法が改正され、この中で手話は言語としての位置づけをされました。

その後、平成26年に障害者の権利に関する条約の批准がなされ、日本でも障害者が社会の一員として平等に生きる権利が保障される枠組

みがつくられました。

今年6月には、手話に関する施策の推進に関する法律が施行され、社会全体で手話を大切にしていこうという風潮が強まってきております。

手話言語コミュニケーション手段に関する条例の制定につきましては、全国では平成27年から条例制定の動きがあり、令和7年11月1日現在で、全国613自治体が制定済みとなっています。

また、県内では、熊本県のほか熊本市、人吉市、菊池市が制定済みです。

なお、現在宇城市が制定を検討されていると承知しております。

本市では、今年に入って八代市ろう者福祉協会等の関係団体からも、制定を望む声が上がっており、また、先月にはデフリンピックが初めて東京で開催されまして、本市出身のアスリートの活躍もあるなど、市民の手話への関心、重視する機運が高まっているところでございます。

このような中、本市においても手話言語に対する認識の高まりや多様なコミュニケーション手段への尊重の姿勢を示す好機と捉えまして、これを機に条例の制定をしたいというふうに考えております。

それでは、条例の題目、内容について御説明をいたします。

資料を御覧ください。

資料上段にありますとおり、仮称でございますが、条例名は、八代市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例としております。

条例では、手話言語はもとより、様々な障害により意思疎通、情報取得に困難を抱えている方々が利用されているコミュニケーション手段全てを対象にしており、そのことを明確にするため、この名称といたしております。

条例の中身に入ります。

本条例は、前文及び全九条の構成となっております。

ります。

まず、前文においては、手話を言語として認め、普及を進めることはもとより、様々な障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を保障することで、誰もが安心して暮らせる共生社会を実現することを宣言するものとなります。

条文の内容について、具体的に説明してまいります。

資料の上段、第1条が、条例制定の目的です。この条例の目的が、上の丸から、手話が言語であることの社会的な理解を広げるとともに、手話や文字・要約筆記など、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を使いやすい環境を整備し、市、市民、事業者の役割を明確化し、市が施策を推進することで、誰もが安心して暮らし、地域社会に主体的に参加できる共生社会の実現を目指すものであることを明記しています。

第2条は、用語の定義ですので、ここでは省略をいたします。

次に、第3条が基本理念です。3項で構成をしております。第1項で、障害の有無にかかわらず、人格や個性を尊重することの重要性を認識し、相互尊重の社会づくりをすること。

第2項、手話は言語であり、聾者が日常生活または社会生活を営むために大切に受け継がれてきた文化的所産であること。

第3項で、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を障害者自らが選択し、利用できることの重要性を明記します。

第4条から6条までが、市、市民、事業者のそれぞれの役割の規定です。

第4条は、市の責務として、基本理念に基づく施策推進、合理的配慮の提供、市民や事業者との連携。

第5条が、市民の役割として、基本理念に対する理解、施策に対する協力。

第6条は、事業者の役割として、市民同様基本理念に対する理解、施策への協力に加えて、事業における合理的配慮の提供を規定しています。

事業者につきましては、令和6年4月から合理的配慮の提供が義務化されたことに伴うものとなります。

前段も含め、ここまでの規定は、どの自治体も大きな違いはございません。

次のページを御覧ください。

この条例は、いわゆる理念条例ですので、この条例によって新たに何かを義務化されるようなことはございません。

したがって、条例中に義務的な施策の記載はございませんが、柱となる基本的な施策を第7条で規定をしております。

第7条の基本的な施策は、自治体によって若干の違いがありますが、本市においては、資料上段枠内に記載しております7号を想定しております。

まず1つ目、理解と普及、2つ目、環境整備、3つ目、情報アクセス、4つ目、人材確保、5つ目、児童、保護者の支援、6つ目、災害時の情報取得支援等、このほか市長が必要と認める施策でございます。

第7条の基本施策を推進するための具体的な取組については、現在当事者や関係団体とも対話をしながら検討をしているところでございます。

また、あわせて、今後パブリックコメントを実施し、広く御意見を伺う予定としております。

現在検討している取組案でございますが、中ほどの枠内を御覧ください。

これまでも実施してきております取組といたしまして、まず、丸点1つ目、市民向け手話奉仕員養成講座、3つ目の庁舎内手話通訳者配置、通訳者や要約筆記者の派遣などを継続して行っていきます。

また、視覚障害者への点字市報の配付なども行っており、これらも継続して取り組んでいきたいと考えております。

新しい取組といたしましては、丸点2つ目、条例の基本理念、役割について周知啓発を行ってまいります。

また、この一環として、手話の日などに合わせました啓発イベントの開催、チラシ等の配布を行いたいというふうに考えております。

さらに4つ目、広報やSNS、ホームページなどを活用しました手話の動画配信などのほか、市職員が挨拶程度の手話ができると、ちょっとほっとするなというふうなお声もございましたので、5つ目、市職員への簡単な手話の周知や活用の推進なども検討をしていきたいと考えております。

行政への合理的配慮の提供の義務化以降、各課かいにおきましても、例えば選挙の際のコミュニケーション障害者への配慮ですとか、多くの窓口での筆談など、様々な配慮を行っているところです。

しかし、手話への理解不足や情報保障の不十分さから、聾者をはじめとするコミュニケーションに支障がある方々が、日常生活や学校、医療、就労など様々な場面で意思疎通や情報取得などに対する課題というものが残っております。行政、市民、事業者に何が求められているのか把握をしながら、困り事をみんなで理解し、配慮を行う取組を推進していこうというふうに考えております。

本条例の制定によりまして、手話をはじめとするコミュニケーション手段の利用に不安を抱えている方が、当たり前にならぬ様々なコミュニケーション手段を使うことができ、意思疎通ができる環境づくりを進めるとともに、多様な市民が互いの違いを認め合い、支え合う地域社会を行政、市、市民、事業者が一体となって実現していくことを目指していきます。

最後に、今後のスケジュールですが、先ほど少し触れましたが、本委員会において条例制定について概要の御報告を行いまして、この後、パブリックコメントを経て、再度関係団体との意見交換を行い、次の3月定例会で条例制定の議案を提出する予定としております。

説明は以上となります。

○委員長（山本敬晃君） ただいま説明いただいた中で、手段の促進に関する条例とありましたが、手段の利用の促進に関する条件ですかね。

○障がい者支援課長（障がい者虐待防止センター所長兼務）（吉村紀美子君） すみません、失礼いたしました。

○委員長（山本敬晃君） では、本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（堀口 晃君） 一般質問でもね、させていただいたように、非常に今度意欲的に、来年の4月の1日から施行という部分で、鋭意進められているということで、非常に私自身は喜ばしく思っているところです。

ただ、条例をつくるのが目的ではなくて、机上の空論にならんような形で、着実にこの基本理念、もしくはその目的に向かって行ってほしいなというふうに思うんですが、その中で、これは概略というような部分で、今お示しをいただいた部分で、正式な文章はいつ頃出てくるのかという部分が一つと、もう一つ、例えばこれを施行していく中で、いろんな不都合が出てきたときに、見直しという部分が当然出てくるんだらうと思う。そういった明記があるのか、どうかというのも、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○障がい者支援課長（障がい者虐待防止センター所長兼務）（吉村紀美子君） まず、お示しできる時期につきましてですが、条例の原文ということでございましたら、パブリックコメントの際には、そのタイミングで公表をしたいと

いうふうに考えております。（委員堀口晃君「なるほどですね」と呼ぶ）

あと、実効性の確保でございますね。それと、あと進捗管理あたりでございますが、現在検討中でございますけれども、取組の目標、数値的な部分を入れるかどうかは、ちょっとまだ分からないんですが、目標を定めまして、PDCAサイクルの手法で進捗を管理する、検証可能な仕組みにしたいというふうに考えております。

また、条例の制定後も、当事者団体の会合への参加を通じまして、継続的に対話をして、施策への反映を検討していきたいというふうに考えております。

○委員（堀口 晃君） ありがとうございます。今のお答えで結構です。

法律で決まった部分がございます。令和7年の法律の第78号ですよ。その法律の中においても、施行後おおむね5年を目途としてというふうな部分、この法律の施行状況に勘案して検討を加えるというような一文が、附則として入っておるんですが、そういった形で毎年見直しをしていってもいいし、3年をめどにというふうなところでもいいし、そんなところをしていただければと思います。

委員長、もう一ついいですか。

その法律の中で、国が定める部分の中においては、手話の日という部分がございます、9月の23日を手話の日とするという部分が、もう法律で定められております。

その手話の日の9月の23日という部分について、何かこの条例の中にうたうことがございますかね。あるか、ないかでいいんですけど。

○障がい者支援課長（障がい者虐待防止センター所長兼務）（吉村紀美子君） 手話の日の明記につきましては、現在のところ、原文のほうには入れてない状況でございます。

ただ、今後の取組として、手話の日に合わせましたイベントの開催あたりができればなとい

うふうに考えております。（委員堀口晃君「ありがとうございます。ぜひ頑張ってくださいね」と呼ぶ）

○委員長（山本敬晃君） ほかに質疑、御意見等ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 具体的な取組でいろいろ出していただけてますけど、SNS動画とか、市報の音声ということもされているということですけど、本市で活用中のアプリがいろいろありますよね。通知について、開くとリンクが張ってあったりとか、あれを音声で読むと非常に聞きづらいんですよ。

あれで、どうにか項目というか、内容が把握できるようなことはできないかなというふうに思うんですよ。

アドレスでいくと、httpダッシュ・コロン・スラッシュスラッシュというのを、ずっと読み上げる形になりますので、そういうのが、ちょっと煩わしくなるという印象があるので、その辺の配慮をしていただけたらなというふうに思います。

何か意見でもいいし、何か答えられることがあったらお願いします。

○障がい者支援課長（障がい者虐待防止センター所長兼務）（吉村紀美子君） 申し訳ございません。読み上げ機能につきましては、やはり現在の状況では、そういった形での読み上げになっているかなと思います。

その辺りも、ちょっと読み上げに関しましては、やはり最後まで読む形になるかと思っておりますので、ちょっと利便性向上できるような方法が何か取れないかというところは、こちらのほうでもお調べしたいと思います。

ちょっとどこまでできるかというところまでお答えはできないんですけども、確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（山本敬晃君） ほかに御質問、御意見ありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で八代市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（仮称）についてを終了します。

執行部入替えをお願いします。

（執行部 入替え）

・教育に関する諸問題の調査

（第4期八代市教育振興基本計画（素案）について）

○委員長（山本敬晃君） 次に、第4期八代市教育振興基本計画（素案）について説明願います。

○教育政策課長（押方佐地子君） 教育政策課、押方でございます。

第4期八代市教育振興基本計画（素案）につきまして、着座で説明させていただきます。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○教育政策課長（押方佐地子君） 本市の教育振興基本計画につきましては、今年度が現在の第3期計画の最終年度となっており、第4期計画を策定中です。

12月下旬より計画に対するパブリックコメントを予定しておりますことから、本日は計画の素案につきまして、現段階での中間報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

資料といたしましては、第4期八代市教育振興基本計画（素案）についてをお願いいたします。

表紙の次のページの概要版を御覧ください。

まず、計画の位置づけです。本計画は教育基本法に基づき策定するもので、国の教育振興基本計画を参酌しつつ、本市の実情に応じた教育を振興するための基本的な計画です。

計画期間は、令和8年度から11年度までの4年間です。

基本理念は、やっしろの未来を拓く心豊かな

人づくりとしています。

子供たち一人一人の未来を切り開く力を育成し、市民一人一人の心豊かで幸せな人生のための教育を目指します。

資料、右側を御覧ください。

国の教育振興基本計画を参酌し、5つの基本目標を設定しています。

基本目標といたしましては、基本目標1、子供たち一人一人が自ら学び、考え、行動する力を育成。

基本目標2、誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育を推進。

基本目標3、地域全体で共に学び、子供たちの成長を支える。

基本目標4、多様な学習機会を提供し、生涯にわたる学びを支える。

基本目標5、学びを支える基盤を構築し、教育環境を整えるとしています。

資料中ほどを御覧ください。

先ほどの5つの基本目標を実現するために、基本的な方向性、そして各方向性ごとに施策を展開していきます。

基本的な方向性としましては、1、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成や、2、多様な教育ニーズへの対応など、8つの方向性を掲げております。

なお、基本的な方向性ごとに主な施策を、そこに記載しております。

また、その下に5つの基本目標のうち、どの目標の達成に資するものなのかが分かるように記載しております。

基本的な方向性1で言えば、基本目標1、2、5のための施策であることを表しています。

それでは、次のページをお願いいたします。

こちらは計画素案の本体になります。

少し進んでいただきまして、素案の2ページをお願いいたします。

4、意見の聴取とありますが、今回計画の策

定に当たり、策定段階から市民の皆様の意見聴取に取り組みました。

まず、子供たちの意見や思いを反映した計画とするため、1人1台配付しておりますタブレット端末を活用し、アンケート調査を実施しました。

アンケート調査の結果につきましては、32ページ以降に記載しております。

また、関係する団体の皆様に個別にお会いして、素案に対するヒアリングを行いました。

関係団体としては、校長・園長会、社会教育委員や学校運営協議会などですが、今回ヒアリングを実施したことで、とても貴重な御意見をお聞きできたと感じております。御意見については、この素案に反映しております。

続きまして、8つの基本的な方向性のうち、特に重点的に取り組む3つの方向性について説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

まず1つ目は、基本的な方向性2、多様な教育ニーズへの対応です。

現状と課題として、10ページ中ほどのグラフにありますように、不登校児童生徒数が増加していることに加え、その児童生徒の4割程度が主に家庭で過ごしている現状があります。

不登校対策につきましては、現在も1人1台タブレット端末を活用した授業のオンライン配信や学習支援ツールの提供を行うなど、学びの保障に努めておりますが、今年度から試験的に取り組んでいるメタバース空間上での学習サポートなど、さらなる支援体制の充実に取り組むこととしております。

なお、11ページの下段にありますように、各方向性ごとに、令和11年度を目標年度とする数値目標を設定しております。

計画の進捗管理につきましては、この数値目標の達成状況を測定しながら、毎年公表することとしております。

次に、12ページをお願いいたします。

2つ目は、基本的な方向性3、グローバルな視野を持つ人材の育成です。

現状と課題として、12ページの上のグラフを御覧ください。

グローバル化が進んでいる中、八代の子供たちの英語力は、全国、県平均を大きく下回っている現状があります。

第3期計画までは英語力の育成は、基本的な方向性1にある確かな学力の育成の中に位置づけておりましたが、本計画では、新たな方向性として設定し、重点的に取り組むこととしております。

また、下のグラフですが、英語の勉強が好きな割合は、小中学校ともに県平均を下回っています。まずは、子供たちに英語を学ぶことを好きになってもらい、主体的に学び、英語で自分の気持ちや考えを伝えることができる児童生徒の育成を目指します。

具体的には、市内の小中学校合同での外国語教育研修会を実施するとともに、児童生徒一人一人の興味・関心に応じた学習に取り組むことができるよう、AI英会話アプリなどの導入も検討しております。

次に、14ページをお願いいたします。

最後に、3つ目は、基本的な方向性4、学びを支える環境づくりです。

強化のポイントの2つ目に挙げておりますが、教職員の働き方改革の一層の推進を図ります。

こちらにつきましては、市長と教育長、教育委員が、教育の基本的な方針を協議する場である総合教育会議においても、アウトソーシングなど抜本的な改革をすべきとの御意見もいただいております。教育委員会においても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールといたしましては、パブリックコメントを12月下旬から1月にかけて実施したいと考えております。

パブリックコメントを経て、来年3月の所管事務調査で最終の報告を予定しております。

第4期教育振興基本計画の素案の説明は以上でございます。

○委員長（山本敬晃君） それでは、本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） すみません、ちょっと聞き逃したと思うんですが、パブリックコメントの期間は、いつからいつまでですかね。

○教育政策課長（押方佐地子君） 今の予定としましては、12月23日から1月19日までを予定しております。

○委員（橋本徳一郎君） 年末から年明けの中旬までというところですよ。

ちょっとこれ、時期的に厳しいなという印象もあるんですけど、どのくらい周知というか、この周知を徹底するというのが重要なと思うんですけど、どのくらいされる予定ですか。

○教育政策課長（押方佐地子君） パブリックコメントにつきましては、ホームページや各種SNS、それと総合プラザと各支所と教育政策課の窓口などを予定はしております。

前回の計画でもパブリックコメントが、ちょっと件数的に少なかったこともありまして、今回の計画につきましては、事前に各種団体から御意見をいただいたというのが今回の対策になります。

以上でございます。（委員橋本徳一郎君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 今回第4期の計画を作成されて、ほんと大変だったんだろうなという思いがしています。

ただ、私は今まで第4期ということは、第1期、第2期、第3期という部分があったと思うんですね。じゃあ、第3期の計画についての成果はどうだったのかというふうな部分も、この

中に入っとるんですかね。

例えば、今先ほど英語の教育の部分についても、第1期も、第2期も、第3期もあったと思うんですよ。それでも、全国平均を下回っているだったりとか、勉強が嫌いというような部分が、全国より、まだ下回っているとかという、県平均も下回っている状況がある。じゃあ、その第1期、第2期、第3期は何だったのかというふうな部分があって、結局何というんですかね、総合計画をつくるのはね、つくるまでが一生懸命されて、つくった後はもう、つくったからいいやというようなところが、結構今までも多いと思うんですよ。

ですからね、直近で言うならば、第3期の計画がどうだったのかということを中心に反省した上で、その成果を伸ばしていく、もしくは駄目だったところは修正していくというような部分がないと結局つくただけで終わってしまうような気がするんですね。

だから、一つ一つは言いませんけども、何かそんなところで、前回の反省もなしに、第3期はこういうところで非常によかったんだけど、こういうところが悪かったなというようなところ、だから、今度第4期にこういうふうなことを盛り込んできましたというような部分をつけていかないとね、結局ね、また第5期も、第6期も同じようになってくるような気がするんですけども、その辺の見解はいかがですか。

○教育政策課長（押方佐地子君） 今委員からお話がありましたように、これまでの計画においても、各種取組は進めてきたところではあります。ただ、現状と課題のところ、これまでの取組をもってしても課題があるというところを整理しております。

先ほどのグローバルな視野を持つ人材の育成につきましても、第3期の計画において、英検の受験料の助成なども取り組んだところですが、成果として、なかなか結果が伴ってないという

ところがありましたので、新たな取組として、充実をさせていきたいというのが今回の計画に至ったところなので、各種取組は、今までの反省ということで、現状と課題のところで整理はしたと考えております。

ただ、御意見は、今後の計画の進捗管理の参考にさせていただきます。（委員堀口晃君「はい、いいです」と呼ぶ）

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で第4期八代市教育振興基本計画（素案）についてを終了します。

・教育に関する諸問題の調査

（（仮称）新南部学校給食センター設計概要について）

○委員長（山本敬晃君） 次に、（仮称）新南部学校給食センター設計概要について説明願います。

○教育政策課長（押方佐地子君） 教育政策課、押方でございます。

それでは、（仮称）新南部学校給食センター設計概要につきまして、着座にて説明させていただきます。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○教育政策課長（押方佐地子君） 本市の学校給食施設の老朽化対策と衛生環境の改善を目的に、令和4年度に策定しました八代市学校給食施設基本計画に基づき、現在麦島校区に（仮称）新南部学校給食センターの整備を進めております。

今年度設計に着手し、実施設計がほぼ完了しましたことから、設計の概要を報告させていただきます。

資料は、（仮称）新南部学校給食センター設計概要についてと記載しておりますものをお願いいたします。

まず、表紙を御覧ください。

新しい給食センターの外観イメージ図です。球磨川の流れをイメージした白と青を基調とし、清潔感のある外観となっております。

次のページを御覧ください。

こちらは新センターの整備スケジュールです。現在の進捗状況としては、造成工事及び施設的设计を進めており、1月から建設工事に着工する予定です。

なお、整備に係る事業者につきましては、令和6年度に設計と施工、そして調理設備の調達などを一括発注するデザインビルド方式により公募し、学識者などで構成された選定委員会で事業者を選定した後に、3月定例会におきまして契約の締結の承認をいただいております。

事業者は松島建設を代表企業とし、6社で構成される松島建設グループです。

建設工事につきましては、令和9年3月に完了し、開設準備リハーサルなどを経て、令和9年2学期からの供用開始を目指しております。

整備場所は、左下の写真のとおり、第三中学校の近くの現在工事中の南部幹線道路に隣接した用地です。

なお、整備に係る事業費につきましては、令和6年度から令和9年度までの継続費を設定しております。

次のページをお願いします。

（仮称）新南部学校給食センターの統合対象は、麦島、南部、西部学校給食センター、中部学校給食センターの一部、坂本町の八竜小、坂本中学校給食室を予定しており、給食の配送先は学校25校と幼稚園1園を予定しております。

なお、将来の児童生徒数の推移に合わせて、統合対象を新たに追加するなどの検討も行っていく予定です。

次のページをお願いします。

施設の概要でございますが、敷地面積、延べ床面積、構造、階層、提供食数は、資料のとおり

りです。提供食数は約6000食で、県内最大級の規模となります。

次のページをお願いいたします。

配置計画と車両の動線計画ですが、建物は、音や臭いの影響を抑えるため、建物を近隣住宅から離し、南部幹線側に寄せて配置しています。

また、事故防止のため、一方通行のワンウェイ車両動線を採用しております。

歩行者が多い正面入り口付近は、カラー舗装の最徐行エリアとするなどしております。

後ほど御説明しますが、図面の左側の赤いスペース、こちらは、通常は社会科見学のバスなどの転回場所ですが、災害時は防災広場として活用できます。

なお、本センター稼働後、南部幹線道路の工事が完了し、通行が可能となるまでは、図面左下の駐車場に隣接する市道から出入りすることになります。

次のページをお願いします。

1階平面図ですが、食中毒を防止するため、洗浄や下処理を行う区域と、調理を行う区域などを部屋で区分します。

また、調理の工程の中で、食材や人の移動を一方通行とすることで、交差汚染や2次汚染を防止します。

さらに、調理室内は温度25度C以下、湿度80%以下とし、学校給食衛生管理基準を満たした快適で衛生的な環境を実現します。

そのほか、調理後2時間以内に給食を提供する必要がありますので、栄養教諭や調理員の声を反映させた上で、調理から積込みに至るまでの効率的な作業動線が可能な配置としています。

次のページをお願いします。

2階平面図ですが、2階部分には、社会見学など受入れのための見学窓、研修室、体験コーナー、釜混ぜ体験などができる場所を設置しております。

また、1階調理エリアにはカメラを設置し、

調理の様子を見れる大型モニターを設置する予定としております。

見学や体験により調理工程などへの理解を深め、食育の推進に活用したいと考えております。

次のページをお願いします。

こちらは施設の浸水対策です。図を御覧ください。

一番下の現状地盤は、建設用地取得時の農地の状態の高さで、造成工事にて隣接する道路と同じ高さまで盛土しております。

なお、盛土後の高さは、今年8月程度の大雨でも浸水被害がないレベルとなっています。

1階床面は、現状地盤から2.1メートルの位置とし、安全性を高めます。

さらに、2階の床面を6.4メートルの位置とします。

建設用地において、球磨川が氾濫した場合の最大浸水想定は4.5メートルですが、最大浸水レベルでも2階に避難することで安全確保が可能になります。

また、キュービクルなどの重要機器は、2階の陸屋根に設置することで、仮に浸水があっても被害を最小限とする工夫を行っております。

次のページをお願いいたします。

先ほど少し触れましたが、防災広場の特徴です。災害でトイレが使えなくなったときを想定し、マンホールトイレを3基設置できるようにしております。

また、断水時に水の供給ができるよう、受水槽には給水栓を設置します。

そのほかにも、かまどベンチを3台設置し、約500名の炊き出しが可能になっております。最後のページをお願いします。

こちらは、整備に当たって近隣住民の皆様への配慮している部分を記載しているものです。

交通分野として、工事車両の出入りは南部幹線を活用することとし、供給開始後も、通学時間を考慮した食材搬入車両などの出入りを調整

します。

騒音や臭いについても記載のとおり、機械は屋上に設置し、排気ファンには脱臭フィルターを整備するなどの対策を行います。

排水については、汚水は全て下水道へ放流し、敷地内に降った雨水についても、調整池を設けた上で、排水は雨水管に直接放流することで、下流域の水路氾濫を防止します。

近隣の住民の皆様への説明ですが、これまでも校区長や町内会長と相談しながら、説明会や回覧板などで周知を行っております。

また、来年1月にはまちづくり協議会を対象とした住民説明会を予定しております。

今後も地域の方の御理解を得られるよう対応してまいりたいと考えております。

この新しい給食センターが、将来にわたって安全でおいしい給食を提供し、地域の皆様にも愛される施設となるよう、引き続き地域や学校、そして保護者の皆様への説明も丁寧に行いながら、令和9年2学期の供用開始に向けて整備に取り組んでまいりたいと考えております。

設計概要の説明は以上でございます。

○委員長（山本敬晃君） それでは、本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（堀口 晃君） 9ページになろうかと思えます。浸水対策のところのキュービクルとか、室外機等の設置は屋外ということで書いてありますし、1階の床面が2.1メートル、最大浸水想定が4.5メートルで、これつかっちゃいますよね、というふうなことになると思いますよね。

水害があったときに、ここが全部使えないという状況が発生するんですけども、その辺のところはどういうふうな対応をされるのでしょうか。

先ほど説明の中ではね、人の命という部分については、2階に避難することができるけどもというところ、でも、最大浸水想定が4.5メートルなのに、それよりも2.4メートル下回

るようなところが、1階の床面というのは、何か不思議な気がするんですが。

○教育政策課長補佐兼学校給食係長（中松大輔君） 最大浸水想定が4.5メートルに対して、1階床面が2.1メートルというのはあるんですけども、八代市全般的に、やっぱり平野部でございまして、どこでも結構浸水想定が、結構高いところがございます。そこで、なかなか難しいというのがございました。

あと、この敷地内で、盛土をさらにして、1階床面を4.5メートルのところまでという想定をもちろしたんですけども、なかなかそうすると、今度、南部幹線のほうからの入り方がちょっと難しくなって、車両動線の安全性を確保できないという問題もございましたので、今回できる範囲、最大限やって、このような形にさせていただいたということで、ちょっと御理解をいただければと思います。

○委員（堀口 晃君） 理解できないことはないんですが、実はね、水害があったときに、ほかのところも全部水害があって、食料も何もないっていったときに、この6000食作れるというこの南部の給食センターは非常に役に立つと思うんですよね。

先ほど課長説明があったように、10ページでしたっけ、10ページのところには、防災の施設で500名分の炊き出しが可能だという、ここも全部つかってしまえば、何もないという話なんですよね。

少なくとも、その機能を残すような形で、やっぱりつくり方をすべきじゃなかったんだらうかなと思うんですけどね、そこを一番私は懸念するところです。

今お答えいただいたんで、お答えはもう要りませんけども、一番懸念するところはそこです。つかってしまったら使えないんですから。

欲しいときに欲しいものが、皆さん方には供給できないというのがね、これから想定外の災

害という部分は相当考えられるところがあるんでね、何かもう少し工夫が欲しくて、その4.5メートル、最低でも4メートルぐらいはね、50センチぐらいだったら、その上にかまどがあるんで、炊けるかもしれんけども、それがね、もう全部つかってしまって、いや、もう全然使えませぬというふうなことになるんですけど、せっかくつくったところがね、皆さんのお役に立たないような感じになってしまうような気がしてならないんですけども、何かお答えがあれば、お答えいただければいいと思いますが、同じお答えでもいいですけど。

○教育政策課長（押方佐地子君） 委員御指摘の点なんですけど、私ども設計を検討する中で、この浸水想定をクリアできないか、検討は十分いたしました。

ただ、それをクリアすると、逆にこの給食センターの運営として支障が出てきてしまうという課題もございましたので、今設計で考えているところが最大限の浸水の対策と、こちらとしては考えております。

○委員（堀口 晃君） 何ですかね、盛土をすると、上がったりとか、不安定になってくるという部分はね、あるんだろうと思う。

でも、もうこれ実施設計ですよ。今さら私は何言ったとしても変わるものじゃないし、いや、実を言うと、2階にね、調理場をつくって、1階の下のところトラックを入れられるようにするならね、当然エレベーターみたいなやつでんと下ろして、ぱんと運べるような気がするんですよ。何も盛土しなくてもね。

今2.1メートルの1階の床面のところを、もうちょっと低くしても、私は大丈夫なような気がするんですけどね。

そうすると、2階だともう、今最大浸水想定がそこにあるならば、いやいや、1階に車を留めますんで、全然問題ないですよなんていう、こんな話もできたような気がするんですけどね、

すみません、私もアドバイスできなくてですね。そうすると、わざわざ上がっていくんじゃなくて、下にそのまま何台も入れて、こっちから入ってこっちから出ていくみたいな感じするならば、当然その4.5メートルの上になりますから、5メートルぐらいありますんで、最大浸水想定はもうクリアしていますなんて、威張って言えるような気がするんですけどね。意見です。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） 堀口委員がおっしゃるところまで上げれば、地盤強化が大変だろうなと思いつながら聞いてたところです。

ちょっと参考のために、アレルギーの調理場があるんですけども、今、子供さんで何名ぐらいの利用者といいますか、アレルギーの方がおられるのか。

○教育政策課長補佐兼学校給食係長（中松大輔君） アレルギーの、対応している子供さんにつきましては、今現時点で大体200人ほど対象者がいらっしゃいます。（委員村川清則君「200人ですか。了解です。多かです」と呼ぶ）

○委員長（山本敬晃君） ほかに質疑、御意見ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 周辺住民への配慮ということで、騒音対策で音の出る機械等を屋上にというふうになるんですが、ただ置いているだけだと、やっぱり周りに響くんで周りに防音壁とか、そういうのは設置されると思いますけど、どうでしょうか。

○教育政策課長補佐兼学校給食係長（中松大輔君） お配りした資料の、配置計画、車両動線計画というのが4ページ目ですかね、あると思うんですけども、キュービクルとか、室外機とかを置いて、その横にちゃんと防音壁を設けるようにしていますので、そこで大分違ってくるかなと思っております。

以上です。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 前も聞いたことがあるかもしれませんが、1日に何台ぐらいの往来があるのでしょうか。

○教育政策課長補佐兼学校給食係長（中松大輔君） 大体配送車でいきますと、8台から9台を予定しています。

あとは、職員さんが大体60名を超えるぐらいいらっしゃると思いますので、その方たちが通勤時間帯に来られる車の数は入ってくると思います。

あとは、食材の納入業者さんとかですね、そこまで多くはないと思うんですけども。（委員堀口晃君「分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で（仮称）新南部学校給食センター設計概要についてを終了します。

執行部、退席をお願いします。
（執行部 退室）

○委員長（山本敬晃君） そのほか、当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件及び陳情1件については、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査及び調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、本委員会の管外行政視察について御報告いたします。

まず、日程につきましては、令和8年1月21日水曜日から22日木曜日の1泊2日となります。

行き先につきましては、京都府京都市、大阪府豊中市を視察先に選定しております。

また、調査事項といたしましては、京都市が不登校支援の取組について、豊中市が庄内さくら学園についてを調査いたします。

それでは、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本委員会は、令和8年1月21日から22日までの2日間、京都府京都市、大阪府豊中市へ教育に関する諸問題の調査のため、管外行政視察を行うこととし、議長宛て、派遣承認要求の手続を取らせていただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって文教福祉委員会を散会いたします。

（午後2時14分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和7年12月18日

文教福祉委員会

委員長